本報告書は、<u>令和6年3月28日に公表した報告書</u>を、<u>令和6年9月26日に公</u> 表した正誤表により訂正したものです。

鉄道事故調査報告書

鉄道事業者名:東日本旅客鉄道株式会社
事 故 種 類:列車脱線事故
発 生 日 時:令和4年3月16日 23時37分ごろ
発 生 場 所:宮城県白石市
東北新幹線 福島駅~白石蔵王駅間

東京駅起点284k155m付近

		令利	和6年	F2月	326	5日	
運輸到	安全孝	委員会	(鉄道	首部会	主)	義決	
委	員	長	武	田	展	雄	
委		員	奥	村	文	直	(部会長)
委		員	石	田	弘	明	
委		員	早	田	久	子	
委		員	鈴	木	美	緖	
委		員	新	妻	実得	录子	

要旨

<概要>

東日本旅客鉄道株式会社の東北新幹線東京駅発、仙台駅行き17両編成の第223 B列車は、令和4年3月16日(水)、福島駅を定刻(23時21分)から約5分遅 れで出発した。列車は、速度約154km/hで福島駅~白石蔵王駅間を走行中、架線停 電により自動で緊急ブレーキが動作し停止した。

停止後、列車の運転士は大きな地震の揺れを感じ、揺れが収まってから車内及び車 外から列車を確認したところ複数の車両が脱線していた。

その後の調査の結果、全68軸のうち60軸が脱線していた。また、脱線した60 軸のうち10軸については、車両に設置されていた逸脱防止ガイド等がレールを乗り 越えている状態であった。

列車には、乗客75名、運転士1名、車掌4名が乗車しており、このうち乗客6名 が負傷した。

なお、同日23時36分33秒ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4 の地震が発生し、最大震度6強の揺れが観測された。また、その約2分前にマグニ チュード6.1の前震が発生し、最大震度5弱の揺れが観測された。

<原因>

本事故は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震のうちの、同 日23時36分33秒ごろ発生した地震の地震動を受けたため、列車が脱線したもの と推定される。

脱線に至る過程としては、地震動による軌道面の強い揺れにより、車体のローリン グが発生したことで、左又は右車輪が上昇し、レールを乗り越えて脱線(ロッキング 脱線)に至ったと考えられる。さらに、車体のローリングに伴い空気ばねが過大な変 形により空気抜けの状態となったことが脱線を助長したと考えられる。

また、一部の輪軸において逸脱防止ガイド又は排障器取付腕がレールから外れ逸脱 している状態であったことについては、脱線後に継続した地震動により逸脱を防止し ていた逸脱防止ガイドがレールを乗り越えて逸脱したこと、又は脱線時に排障器取付 腕や歯車箱がレール上に落下した後に逸脱したことによる可能性があると考えられる。

なお、本事故においては、同地震の約2分前に発生した地震により早期に列車を停止させるシステムが動作して脱線時に列車が停止していたこと、及び多くの逸脱防止 ガイド等が機能して車両が軌道から大きく逸脱することを防いだことが関与し、被害 拡大を防止できたものと考えられる。

1	鉄道事	故調査の経過	1
	1.1 釤	失道事故の概要	1
	1.2 釤	失道事故調査の概要	. 1
	1.2.1	調査組織	1
	1.2.2	調査の実施時期	2
	1.2.3	経過報告	2
	1.2.4	原因関係者からの意見聴取	. 2
2	事実情	報	2
	2.1 道	■行の経過	2
	2.1.1	乗務員等の口述	. 2
	2.1.2	運転状況の記録	9
	2.2 人	への死亡、行方不明及び負傷	10
	2.2.1	車両ごとの乗客数等に関する情報	10
	2.2.2	乗客の負傷に関する情報	11
	2.2.3	避難及び救護に関する情報	11
	2.3 釤	失道施設及び車両等に関する情報	12
	2.3.1	事故現場に関する情報	12
	2.3.2	鉄道施設に関する情報	16
	2.3.3	地形、地質等の状況	17
	2.3.4	車両に関する情報	17
	2.3.5	車体の振動加速度	22
	2.3.6	空気ばねの内圧及び高さ	22
	2.4 釤	失道施設及び車両等の損傷に関する情報	23
	2.4.1	事故現場付近の鉄道施設の主な損傷及び痕跡の状況	23
	2.4.2	本件列車の車両の主な損傷及び痕跡の状況	26
	2.4.3	本件列車の乗降ドアの異常開閉	27
	2.5 勇	長務員等に関する情報	31
	2.5.1	年齡等	31
	2.5.2	健康状態等の状況	31
	2.6 氡	気象に関する情報	31
	2.7 均	也震に関する情報	32
	2.7.1	本件地震等の概要	32
	2.7.2	本件地震等の震度及び震央と事故現場との位置関係	32

	2.7.3	本件地震等の緊急地震速報	33
	2.7.4	事故現場付近の地震観測点における地震計の記録	33
	2.8 地	也震発生時に列車を緊急停止させるためのシステムに関する情報	35
	2.8.1	新幹線早期地震検知システムの概要	35
	2.8.2	新幹線早期地震検知システムの動作記録	35
	2.8.3	本件列車以外の運行中の列車の停止状況	36
	2.9 娄	ぬ値シミュレーションに関する情報	37
	2.9.1	軌道面波形の推定	38
	2.9.2	脱線メカニズムの解明	40
	2.9.3	逸脱メカニズムの解明	44
	2.10	実台車加振実験に関する情報	47
	2.10.1	試験装置及び試験体	47
	2.10.2	軌道面の振動	48
	2.10.3	実台車加振実験の概要	49
	2.10.4	実台車加振実験の結果	50
	2.11	その他の情報	51
	2.11.1	本事故後の復旧作業の状況	51
	2.11.2	過去の大規模地震による新幹線列車脱線事故	52
3	分析		53
	3.1 本	「事故発生前の鉄道施設、車両等に関する分析	53
	3.1.1	鉄道施設	53
	3.1.2	車両	54
	3.1.3	運転取扱いに関する分析	54
	3.2 気	〔象に関する分析	54
	3.3 朋	記線に関する分析	54
	3.3.1	停電検知ブレーキの動作に関する分析	54
	3.3.2	脱線の原因に関する分析	54
	3.3.3	脱線の時刻に関する分析	55
	3.3.4	脱線時の速度に関する分析	55
	3.3.5	脱線した位置に関する分析	55
	3.3.6	脱線状況に関する分析	56
	3.3.7	排障器取付腕が設置された輪軸の脱線及び逸脱状況に関する分析	57
	3.3.8	脱線及び逸脱のメカニズムに関する分析	58
	3.3.9	脱線及び逸脱に至る過程に関する分析	61
	3.4 贫	、道施設及び車両の損傷等に関する分析	64

3.4.	1 鉄道施設の損傷	64
3.4.	2 車両の損傷	65
3.4.	 3 乗降ドアの異常開閉 	66
3.5	新幹線早期地震検知システムの動作に関する分析	68
3.6	負傷者に関する分析	68
3.7	再発防止及び被害軽減に関する分析	69
4 結	論	70
4.1	分析の要約	70
4.2	原因	75
5 再発	防止策	76
5.1	必要と考えられる再発防止策	76
5.2	事故後にЈR東日本及びЈR北海道が講じた措置	76
5.3	事故後に国土交通省が講じた措置	77

添 付 資 料

付図1	東北新幹線路線図	78
付図2	事故現場付近の地形図	78
付図 3	事故現場略図	79
付図4	事故現場の状況	79
付図 5	本件列車の脱線の状況	80
付図 6	事故現場付近の構造物	81
付図 7	車体の振動加速度(抜粋)	82
付図8	空気ばねの内圧及び高さ(抜粋)	83
付図9	軌道の主な損傷及び痕跡状況	84
付図10	本事故発生前後の軌道変位	88
付図11	構造物等の主な損傷状況 8	89
付図12	車両の主な損傷及び痕跡状況	91
付図13	逸脱防止ガイド等の痕跡	94
付図14	実台車加振実験の結果	95
付図15	実台車加振実験結果とシミュレーション結果	99
付図16	脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ10	01
附属資料	1 軌道面の不同変位についての考察 1	08
附属資料	2 脱線するまでの車両の挙動シミュレーション結果1	11

附属資料3	脱線後に逸脱するまでの車両挙動シミュレーション結果	112
附属資料4	逸脱防止ガイド等の寸法についての分析(詳細)	113
附属資料5	新幹線の地震対策に関する考え方について	115

1 鉄道事故調査の経過

1.1 鉄道事故の概要

東日本旅客鉄道株式会社の東北新幹線東京駅発、仙台駅行き17両編成の第223 B列車は、令和4年3月16日(水)、福島駅を定刻(23時21分)から約5分遅 れで出発した。列車は、速度約154km/h で福島駅~白石蔵王駅間を走行中、架線 停電により自動で緊急ブレーキが動作し停止した。

停止後、列車の運転士は大きな地震の揺れを感じ、揺れが収まってから車内及び車 外から列車を確認したところ複数の車両が脱線していた。

その後の調査の結果、全68軸のうち60軸が脱線していた。また、脱線した60 軸のうち10軸については、車両に設置されていた逸脱防止ガイド等がレールを乗り 越えている状態であった。

列車には、乗客75名、運転士1名、車掌4名が乗車しており、このうち乗客6名 が負傷した。

なお、同日23時36分33秒ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4 の地震が発生し、最大震度6強の揺れが観測された。また、その約2分前にマグニ チュード6.1の前震が発生し、最大震度5弱の揺れが観測された。

1.2 鉄道事故調査の概要

1.2.1 調査組織

運輸安全委員会は、令和4年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の鉄道事故調査官を指名した。

また、令和4年4月1日、2名の鉄道事故調査官を追加指名した。また、委員長 (武田 展雄)及び委員(奥村 文直、石田 弘明)を事故現場等に派遣した。

東北運輸局は、本事故調査の支援のため、職員を事故現場に派遣した。

本事故は、令和4年3月16日に福島県沖を震源として発生した地震の地震動が 関与した可能性が考えられることから、令和5年7月1日に、地盤、構造物及び車 両に関わる、表1に示す2名の専門委員を任命し、地震動による高架橋等の動的挙 動及び新幹線車両の脱線メカニズム等についての検討を行った。

また、本事故に関し、地震動による台車の挙動に関する調査を公益財団法人鉄道 総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)に委託した。

所属	職名	氏名	専門分野
鉄道総研	研究室長	井澤 淳	地盤、構造物
鉄道総研	主管研究員	日比野 有	車両

表1 専門委員と調査するべき専門分野

※所属及び職名は令和5年7月現在のものを示す。

1.2.2 調査の実施時期

令和4年3月17日~18日	現場調査及び口述聴取
令和4年3月22日	口述聴取
令和4年3月24日~25日	口述聴取
令和4年3月29日	現場調査及び車両調査
令和4年4月2日~3日	現場調査及び口述聴取
令和4年4月9日~10日	車両調査
令和4年4月12日	口述聴取
令和4年4月24日~25日	口述聴取
令和4年5月24日	口述聴取
令和4年10月13日	車両調査
令和4年8月~令和5年9月	地震動による台車の挙動に関する調査

1.2.3 経過報告

令和5年2月16日、その時点までの事実調査結果に基づき、国土交通大臣に対 して経過報告を行い、公表した。

1.2.4 原因関係者からの意見聴取 原因関係者から意見聴取を行った。

2 事実情報

2.1 運行の経過

2.1.1 乗務員等の口述

事故に至るまでの経過は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)の東北新幹線東京駅発、仙台駅行き17両編成の第223B列車(やまびこ 223号)(以下「本件列車」という。)の運転士(以下「本件運転士」という。)、 車掌4名(以下「E6系車掌」(E6系編成担当の車掌、2.1.1(2)①及び図5参 照)、「H5系車掌」(H5系編成担当の車掌、2.1.1(2)②及び図5参照)、「見習車 掌」及び「便乗車掌」という。)、乗客として本件列車に乗り合わせたJR東日本の 運転士(以下「社員乗客」という。)及び本件列車に乗車していた乗客5名(以下 「乗客A」、「乗客B」、「乗客C」、「乗客D」及び「乗客E」という。)の口述によ れば、概略次のとおりであった。

なお、以下本報告書内に記述する時刻は、年月日の記述がない場合、午後は令和 4年3月16日を、午前は令和4年3月17日の時刻を表す。

(1) 本件運転士

本件列車には、東京駅から乗務した。体調は良く、健康状態に異常はな かった。また、本件列車の乗務開始から本事故発生に至るまでの間、本件 列車に異状は感じなかった。

本件列車は、東京駅を定刻(21時44分)の約1分遅れで出発し、福島 駅に定刻(23時20分)の約4分遅れで到着後に定刻(23時21分) の約5分遅れで出発した。

福島駅出発後、最高速度の320km/h 近くで運転した後、白石蔵王駅に 停車するために減速した。

減速中に、運転台の表示により、「停電検知ブレーキ*1」が動作している ことに気付いた。さらに、架線電圧は0Vとなり、事故表示灯に「電気機 器」「ユニット」表示が点灯しブザーが鳴動した。そのため、停電したと思 い、すぐに非常ブレーキを扱った。ほぼ同時に、業務用携帯電話から緊急 地震速報が流れた。

非常ブレーキが掛かり、本件列車が停止した。その時の時刻は23時36 分ごろであったと思う。本件列車が停止する前に若干の地震による揺れを 感じた。停止後すぐに、再び地震による揺れを感じた。非常に強い揺れで 上下左右に揺さぶられ、椅子に座っていられない状態であった。

揺れが収まるまでは周囲のものにつかまって耐えていた。揺れが収まって から、H5系車掌からの連絡で脱線している可能性があるとの報告を受け、 輸送指令に連絡し列車の状況等を伝えた。

その後、輸送指令から、車両下回りの確認と、転動防止のための手歯止め 設置の指示を受けた。車両下回りの確認は、乗務員室扉から車外に降りて 行い、途中でH5系車掌と合流したため手分けして行った。そして、本件 列車が脱線していることを確認した。手歯止めは5両目(13号車)(以下、

^{*1 「}停電検知ブレーキ」とは、架線停電を検知して架線停電検知装置から指令を出力するブレーキをいう。停 電検知ブレーキは、通常の非常ブレーキより高い減速度のブレーキである。

車両は前から数え、前後左右は列車の進行方向を基準とする。)の前台車に 設置した。なお、車外に降りる際には、運転室を離れる際の手順に従いブ レーキハンドルを抜取位置にした。

その後、乗客救済の準備や誘導の手伝いを行い、乗客降車後に車内に乗客が残されていないかの確認をした後、本件列車から降車した。

- (2) 車掌
 - E 6 系車掌

本件列車には、東京駅から1両目~7両目(17号車~11号車:E6 系)担当の車掌として乗務した。体調は良く、健康状態に異常はなかった。 また、本件列車の乗務開始から本事故発生に至るまでの間、本件列車に異 状は感じなかった。

福島駅を定刻(23時21分)の約5分遅れで出発した後、6両目 (12号車)の右側の乗務員室のパイプ椅子に座っていると、急ブレーキ が掛かったのを感じた。少しして業務用携帯電話の緊急地震速報が鳴った。 地震の揺れを感じたがそれほど大きくはなかった。その後、列車が停止し た。車内は通常の照明が消え、非常灯が点灯していた。

それからすぐに、2度目の地震による揺れを感じた。横揺れが激しく、 車両からバキバキというきしむ音が鳴っていた。自身の身を守るため踏ん 張って耐えた。

揺れが収まってから、見習車掌及び便乗車掌と協力して1両目~7両目 (17号車~11号車)の乗客の状況を確認した。H5系車掌に連絡を入 れ、乗客は8名で、けが人はいないと報告した。

乗客の状況を確認している最中に、旅客用乗降口の扉(以下「乗降ドア」 という。)が開いているのを発見した。モニターで乗降ドア開閉状況を確 認すると複数の乗降ドアが「開」の表示となっていたため、旅客指令に連 絡後、車内放送で乗客への注意喚起を行うとともに、他の乗務員等と協力 し安全確認(車外に転落した乗客がいないかの確認及び乗降ドア付近での 看視)を行った。しばらくして乗降ドアは閉まった。

その後は、乗客に防寒用のブランケットの配布等を行ってから、乗務員 室で待機した。その後、現地に来たJR東日本の社員とも協力しながら6 両目(12号車)に緊急避難用の梯子を設置した。しばらくして、バスが 到着したとの連絡があり、乗客の降車を開始した。その時の時刻は03時 30分ごろであった。

乗客の降車後も、緊急避難用の梯子の片付け等をしながらしばらく待機 し、05時50分ごろに降車した。 ② H5系車掌

本件列車には、東京駅からH5系編成担当の車掌として乗務した。体調 は良く、健康状態に異常はなかった。また、本件列車の乗務開始から本事 故発生に至るまでの間、本件列車に異状は感じなかった。

福島駅を定刻(23時21分)から少し遅れて出発した後、9両目(9 号車)の後ろ側の車掌室に座っていると、急ブレーキが掛かった。車掌室 のモニター表示を見て停電したと思った。列車が停止して少し地震による 揺れを感じたがすぐに収まった。

すぐに、地震が発生して停止していることを車内放送した。放送した直 後に上下方向の激しい揺れがあり、車内放送を続けて、強い揺れに対する 注意喚起を行った。

その後、9両目(9号車)から前方の8両目(10号車)を見ると脱線 しているように見えたため、脱線しているかもしれないことを本件運転士 に連絡した。

手伝いを申し出た社員乗客と共に、8両目(10号車)から後方に向 かって11両目(7号車)まで車内を確認したが、車両間の通路が脱線に より狭くなり、その先に進めない状態だった。12両目(6号車)につい ては社員乗客に依頼し、11両目(7号車)から車両の連結部越しに12 両目(6号車)の乗客に声を掛け車内の確認を取ってもらった。

旅客指令からの指示を受け、8両目(10号車)の左側の乗務員室扉か ら社員乗客と共に降車して8両目(10号車)から17両目(1号車)ま での下回りの確認を行った。その後、17両目(1号車)から車内に入り、 17両目~13両目(1号車~5号車)までの車内を確認した。車内確認 の結果、17両目~8両目(1号車~10号車)において緊急な対応を要 するけが人はいなかった。

社員乗客には、13両目~17両目(5号車~1号車)までの車内の対応を依頼し、私自身は降車後、再度8両目(10号車)に戻り8両目~ 11両目(10号車~7号車)までの車内対応を行った。

その後、社員乗客から、13両目(5号車)と12両目(6号車)の間 の連結部に人が通れるほどの隙間を確保できたとの報告を受けたので、車 体の傾きが大きかった12両目(6号車)の乗客の13両目(5号車)へ の誘導を依頼した。

その後は、ブランケットの配布、乗客の降車の準備等を行った。 乗客の降車後、本件列車を離れたのは05時50分ごろであった。 見習車掌

本件列車には、東京駅からE6系編成担当の見習車掌として乗務した。 体調は良く、健康状態に異常はなかった。また、本件列車の乗務開始から 本事故発生に至るまでの間、本件列車に異状は感じなかった。

福島駅を出発してから6両目(12号車)の左側の乗務員室で座っていた。白石蔵王駅到着を知らせる自動放送が流れているときに、業務用携帯 電話の緊急地震速報が鳴り、急ブレーキが掛かった。止まる直前に地震の 揺れに気付いたがそれほど大きくはなかった。

ー旦揺れは収まったが、すぐに2回目の緊急地震速報が鳴り、間もなく 激しい揺れを感じた。下から突き上げるような揺れであった。揺れている 間は椅子にしがみついて耐えていた。

揺れが収まってから、E6系車掌からの指示により乗客の確認を行った。 その後は、災害用簡易トイレの設置等を行ってから、乗務員室で待機した。03時30分ごろから乗客の降車を始めた。乗客の降車が完了した後、 緊急避難用の梯子の片付け等をしながらしばらく待機し、05時50分ご ろに降車した。

④ 便乗車掌

本件列車には、福島駅から便乗した。福島駅を出発してから1両目 (17号車)前方の乗務員室内にいた。

福島駅を出発して白石蔵王駅に到着するとの自動放送が流れ、白石蔵王 駅に着く前に列車が止まった。本件運転士から地震により止まったことを 聞いた。運転席のそばで外の様子を見ていたら、大きな揺れを感じた。つ かまるところがなかったため揺れにより尻餅をついた。

揺れが収まって、乗務員室を出て、E6系車掌及び見習車掌と協力して 車内の確認を行った。複数の乗降ドアが開いていたため安全確認(車外に 転落した乗客がいないかの確認及び乗降ドア付近での看視)を行った。し ばらくして乗降ドアは閉まった。

その後は、乗客へのブランケットの配布、乗客の降車の準備等を行った。 03時30分ごろから乗客の避難誘導を開始し、乗客の降車の補助を 行った。その後、乗客と一緒に本件列車を離れた。

(3) 社員乗客

本件列車には、新白河駅から乗車した。10両目(8号車)の後ろから2 列目~3列目の2列席の窓側に座っていた。

福島駅を出発して少しウトウトしていると駅間でブレーキが掛かって止 まった。少し揺れているのを感じた。揺れが収まってから9号車の車掌の ところに行こうとして立ち上がった時、急に強い揺れが来て、体が通路を 挟んだ反対の席まで飛ばされた。右腰と左肘をぶつけたが大したことはな かった。揺れが収まって9号車にいたH5系車掌のところに行き、手伝う ことを申し出た。

H5系車掌と8両目(10号車)から後方に向かって11両目(7号車) まで車内を確認したが、車両間の通路が脱線により狭くなり、その先に進 めない状態だった。12両目(6号車)については11両目(7号車)か ら車両の連結部越しに12両目(6号車)の乗客に声を掛け車内の確認を 取った。

その後、8両目(10号車)の左側の乗務員室扉からH5系車掌と共に降 車して8両目(10号車)から17両目(1号車)までの下回りの確認を 行った。その後、17両目(1号車)から車内に入り、17両目~13両 目(1号車~5号車)までの車内を確認した。

その後は、H5系車掌からの指示により、13両目~17両目(5号車~ 1号車)の乗客の案内等を行った。

13両目(5号車)と12両目(6号車)の間の車両の連結部については 人が通れない状態であったが、幌の金具を外すことによって人が通れるほ どの隙間を確保し、車体の傾きが大きかった6号車の車内にいた乗客に5 号車へ移動してもらった。

その後、乗客の降車の準備等を行い、04時08分ごろから乗客の降車を 開始した。降車の補助を行い、13両目~17両目(5号車~1号車)の 乗客が全て降車した後、本件列車を離れた。

- (4) 本件列車の乗客
 - ① 乗客A

11両目(7号車)の1番前の列に座っていた。座席に座っていると緊 急地震速報が鳴り列車が止まった。

しばらくすると激しい揺れを感じた。上下にバウンドし左右にも揺れた。 激しい揺れにより、椅子から体が浮き、肘掛けに大腿部等が衝突し打撲し た。座席が反時計回りに回転しかけたので、前の壁を足で押して耐えてい た。

揺れが収まって、周りの乗客と声を掛け合った。照明は非常灯だけが点 灯していた。しばらくそのまま11両目(7号車)で待機し、案内があっ てから車外に降りて避難した。

後日、JR東日本に電子メールで連絡し、けがの状態を伝えた。

(2) 乗客B

11両目(7号車)の中程の列に座っていたら、急に列車が止まり、照 明が非常灯になった。その直後に地震による揺れを感じ、更にその後に再 び大きな揺れを感じた。列車がトランポリンの上で数回バウンドしている ように感じた。上下の揺れに加えて大きな横揺れもあった。

激しい揺れにより、何度か体が上下に揺さぶられ、座席や肘掛けに体を 打ちつけられた。頭を打つと危ないと感じ、自ら膝を床につけた姿勢にな り、前の席につかまって揺れに耐えた。

揺れが収まってから、車掌と思われるJR東日本の職員が乗客の状況を 見回っていた。けが人がいたら手伝いますと声を掛けたが、今のところ助 けが必要なけが人はいないとのことであった。しばらくそのまま車内で待 機していると、車外への誘導があり線路に降りて避難した。

打撲による青あざ、腰痛、頭痛及び手足のしびれなどがあったので本事 故の2日後に病院に行った。頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。

後日、JR東日本のホームページを通じて連絡し、けがの状態を伝えた。③ 乗客C

12両目(6号車)の中程の列に座っていたら、緊急地震速報が鳴り列 車が止まった。しばらくして波打つような激しい揺れがあった。

激しい揺れにより、座席から落ち、床に臀部をたたきつけられた。その 時、腰と左腕を打撲した。揺れている間は、座席の手すりにつかまって耐 えていた。

揺れが収まってからは、余震があると怖いので、周囲の人も含め床に 座っていた。おおよそ1時間後に車掌から12両目(6号車)は車体の傾 きが大きく車外に出られないため13両目(5号車)に移動するようにと の案内があり、13両目(5号車)に移動した。車体の傾きにより11両 目(7号車)側の車両の連結部は完全に塞がっていたが、13両目(5号 車)側の車両の連結部はかろうじて人が通れる状態であった。しばらく 13両目(5号車)で待機していると車外への誘導があり14両目(4号 車)から線路に降りて避難した。

後日、JR東日本の仙台駅に出向き、けがの状態を伝えた。その後も体 の痛みが続いたため、本事故からおおよそ1週間後に病院に行き、腰、左 腕の打撲と診断された。

④ 乗客D

14両目(4号車)の中程の列に座っていた。座席に座って寝ていたが、 「間もなく白石蔵王駅」というアナウンスが聞こえて目が覚めた。 すぐに緊急地震速報が鳴り列車が止まった。止まってから軽い地震の揺 れを感じた。その後家族に電話しているとき激しい揺れを感じた。電車が 宙に浮き、高架橋から落ちてしまうのでないかという恐怖を感じた。この とき、激しい揺れにより首を痛めた。揺れが収まるまで、座席にうずく まって耐えていたが、座席が回転し体が座席から滑り落ちた。

揺れが収まってから、しばらく14両目(4号車)で待機していたが、 案内があり13両目(5号車)に移動した。

しばらく13両目(5号車)で待機していると車外への誘導があり14 両目(4号車)から線路に降りて避難した。帰宅後、痛みがあったため午 前中のうちに病院に行き、頸椎捻挫と診断された。

後日、家族が、JR東日本に電話で連絡し、けがの状況を伝えた。

⑤ 乗客E

14両目(4号車)の1番後ろの列に座ってスマートフォンを操作して いたら、急に列車が止まり、照明が非常灯になった。その直後に地震によ る揺れを感じたが、それほど大きいものではなかった。その後に再び地震 による揺れを感じた。ドンという感じで列車が跳ね上がり、続いて大きな 横揺れがあった。

とっさに立ち上がり座っていた座席と前の座席につかまって揺れに耐え ていたが、座っていた座席のシートが急に回転したため、左腕をひねった。

揺れが収まってから、車掌が乗客の状況を見回っていたので腕の痛みを 報告した。しばらくそのまま車内で待機していると、車外への誘導があり 線路に降りて避難した。

首、頭、左腕に痛みがあったので本事故の翌日に病院に行き、頸椎捻挫 及び左腕の筋肉損傷と診断された。

後日、JR東日本に電話で連絡し、けがの状態を伝えた。

(付図1 東北新幹線路線図、付図2 事故現場付近の地形図、付図3 事故現場略図、付図4 事故現場の状況、付図5 本件列車の脱線の状況 参照)

2.1.2 運転状況の記録

本件列車の運転状況を記録する装置(以下「運転状況記録装置」という。)は、 各種の情報を0.2秒間隔で記録している。本件列車の停止に関わる情報は表2の とおりである。

速度情報については実測試験等を実施して補正したものではないため、若干の誤 差が内在している可能性がある。

なお、2.7.1 に後述するように、気象庁発表の地震情報によると、令和4年3月

16日23時34分27秒ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード6.1の地 震(以下「1回目地震」という。)が発生し、最大震度5弱の揺れが観測された。 また、同日23時36分33秒ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4 の地震(以下「本件地震」という。)が発生し、最大震度6強の揺れが観測された。

時刻 (令和4年3月16日)	キロ程 (本件列車先頭)	速度 (km/h)	備考
23時32分33.4秒	東京駅起点 274k587m (以下「東京駅起 点」は省略する。)	3 1 5	常用ブレーキ(電気ブ レーキ)が動作
23時34分46.6秒	283k463m	1 5 4	架線の停電を検知し、 停電検知ブレーキが動 作
23時34分47.4秒	283k497m	152	非常ブレーキが動作 ※運転士操作による
23時35分18.6秒	284k155m	0	本件列車が停止
23時37分05.6秒 ~ 23時37分17.8秒	284k155m ~ 284k160m	1~4	速度 1 ~ 4 km/h を断続 的に検知 (力行はしていない)

表2 運転状況記録装置から取得した列車停止に関わる情報

※表中の位置は運転状況記録装置に記録されているキロ程を、本件列車先頭位置に補正して いる。

※運転状況記録装置の時刻は、電波時計受信機による自動修正を行っており±1 秒以内の誤 差が内在している可能性がある。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

2.2.1 車両ごとの乗客数等に関する情報

JR東日本の調査によると、本件列車の車両ごとの乗客数及び降車した人数は表 3のとおりであったとのことである。なお、車両ごとの乗客数については、本事故 発生時に乗務員及び乗客から得た情報、及び車内防犯カメラ(客室内)の映像から 推定した情報に基づき算出しているが、若干の誤差が含まれるとのことである。

王日	日古	垂 安粉	吹声 1 米
日三	万里	〒	
1	1 7	0名	
2	16	2名	
3	15	2名	
4	14	1名	6両目(12号車)から降車8名
5	13	1名	
6	12	2名	
7	1 1	0名	
8	10	0名	
9	9	0名	
1 0	8	3名	11両目(7号車)から降車14名
11	7	11名	
12	6	20名程度	
13	5	10名程度	
14	4	10名程度	
1 5	3	数名程度	14両目(4号車)から降車53名
16	2	数名程度	
17	1	0名	

表3 車両ごとの乗客数及び降車した人数

2.2.2 乗客の負傷に関する情報

本件列車に乗車していた乗客75名及び乗務員5名(運転士及び車掌)のうち、 乗客6名が軽傷を負った。

負傷者6名のうち、3名が11両目に、1名が12両目に、2名が14両目に乗 車していた。

2.2.3 避難及び救護に関する情報

JR東日本によると、本件地震発生後の乗客の避難及び救護に関しては以下のとおりとのことである。

•令和4年3月16日

23時36分ごろ :本件地震発生

※地震動が収まってから、車掌等により各車両内の確認を実施。一部車両(12 両目(6号車))については、車内に入れなかったため乗客からの報告による 確認となった。 •令和4年3月17日

00時06分ごろ : 乗客・乗務員に負傷者(応急手当、緊急治療及び救急車を 手配する必要がある程度の負傷者)がいないことを把握し、 旅客指令に報告

- ・02時06分ごろ :救済バスが白石蔵王駅に到着
- ・03時10分ごろ :6両目(12号車)・11両目(7号車)の乗降用扉に緊急
 避難用の梯子を設置
- ・03時26分ごろ : 白石蔵王駅から救済班(JR東日本社員)が到着
 14両目(4号車)に緊急避難用の梯子を設置
- ・03時35分ごろ:6両目(12号車)から乗客8名の降車誘導
 03時38分ごろ完了
- ・03時45分ごろ :11両目(7号車)から乗客14名の降車誘導
 03時50分ごろ完了
- ・03時54分ごろ :14両目(4号車)から乗客53名の降車誘導
 04時09分ごろ完了

※その後、順次、降車した乗客を保守用階段(285k060m付近、本件列車 前端から約900m白石蔵王駅方)を使用して高架橋上から地上に誘導し、さ らに、地上を約200m移動し救済バスまで誘導した。

- ・04時20分ごろ :救済バス(1台目)出発
- ・04時33分ごろ : 救済バス(2台目)出発
 ※その後、救済バスで白石蔵王駅及び仙台駅まで乗客を輸送した。
- 2.3 鉄道施設及び車両等に関する情報
- 2.3.1 事故現場に関する情報
 - (1) 線形

本事故は、第4大平高架橋(283k553m~同811m)から第7 大平高架橋(284k080m~同192m)の間で発生した。本事故現 場付近は、高架橋及び橋りょうが連続する区間に位置しており、線形は直 線で、13‰の下り勾配である。列車進行方向の線路の方位角*2は、おおむ ね35°である。

(2) 軌道構造

本事故現場付近はスラブ軌道で、軌道スラブの寸法は、軌道スラブ1枚当 たり8か所締結の場合が長さ4,930mm、同7か所締結の場合が 3,930mm、幅は2,340mm、厚さは190mmである。

^{*2} ここでいう「方位角」とは、北を 0°、東を 90°、南を 180°、西を 270°とした場合の角度をいう。

レールは60kg レールが使用されている。レール締結装置には、直結8 形が使用されており、それらの間隔は、軌道スラブ1枚当たり8か所締結 の場合が625mm、同7か所締結の場合が570mm である。また、図1に 示すレール転倒防止装置*3が軌道スラブごとに左右1組ずつ設置されている。

また、スラブ軌道の突起の形状は全円又は半円で、その半径は200mm、 高さは250mmである。

各部の寸法は図2に示すとおりである。レールのゲージコーナーからレー ル締結装置端部及び軌道スラブ端部までの距離は、それぞれ213mm 及び 453mmとなる。



図1 レール転倒防止装置



図2 軌道スラブとレール締結装置(軌道スラブ1枚当たり8か所締結)

(3) 事故現場付近の高架橋及び橋りょうに関する情報 本件列車が停止していた位置にある構造物は、前方から第7大平高架橋、 ^{3 とうざわ} 新中田橋りょう、第6大平高架橋、宇当沢橋りょう、第5大平高架橋、

^{*3 「}レール転倒防止装置」とは、地震による脱線時に逸脱防止ガイド等がレールを転倒させないように取り付けられる装置をいう。

農道1号橋りょう、第4大平高架橋である。

高架橋の構造形式は、上部工は、2径間又は3径間の鉄筋コンクリート ラーメン*4及び鉄筋コンクリート単T桁(調整桁)であり、下部工は、杭基 礎(場所打ち杭)で地中梁が設けられている。なお、地中梁上面から上部 工上面までの高さは約16~18mである。

橋りょうの構造形式は、いずれもPCコンクリート単T桁、下部工は、壁 式橋脚の杭基礎(場所打ち杭)である。

本事故現場付近の構造物は、「全国新幹線網建造物設計標準(東北・上 越・成田用)」(昭和47年6月、施工第183号別冊)を基に設計され、 昭和52年4月から昭和54年4月に竣工、昭和57年6月より供用を開 始している。

なお、平成20年度に第4大平高架橋の一部、平成22年度に第7大平高 架橋の一部の耐震補強工を実施している。JR東日本によると、高架橋の 残り部分の耐震補強工についても、順次実施する予定とのことである。

(付図6 事故現場付近の構造物 参照)

(4) 脱線の状況

本件列車は前端部が284k155m付近に、後端部が283k755m 付近に停止していた。

本件列車の脱線の状況を付図5に示す。概要は以下のとおりである。

なお、本件列車の各車両には、2.3.4(4)に後述するように、全ての輪軸 の左右の軸箱の下面に'逸脱防止ガイド^{*5}又は排障器取付腕^{*6}'(以下「逸脱 防止ガイド等」という。)が設置されており、列車が脱線した場合において、 逸脱防止ガイド等がレールに引っ掛かることにより逸脱^{*7}を防止する機能を 有している。(図3参照)

- 全17両の輪軸68軸のうち、60軸が脱線していた。
- ③ 8 両目前台車第1 軸左側及び17 両目後台車第2 軸左側の排障器取付 腕はレール上に載っている状態であった。(図4参照)
- ④ 脱線した60軸のうち、左側に脱線したものが21軸、右側に脱線した

^{*4 「}ラーメン」とは、柱と梁が一体化した構造をいう。

^{*5 「}逸脱防止ガイド」とは、新幹線車両が地震などの発生により脱線した場合でも車両がレールから大きく逸 脱することを防止する目的で、脱線後にレールに接触してガイドするように台車の軸箱下に設置されたものを いう。L型車両ガイド等とも呼称されている。

^{*6} ここでいう「排障器取付腕」とは、排障器(走行安全上支障となる障害物を排除するため、列車先頭部の車 輪の直前に取り付けられる機器)、セラミック噴射装置(セラミック粉を増粘着材として車輪とレールの間に介 在させるために噴射する装置)等を取り付けるために、台車の軸箱下に設置されたものをいう。

^{*7} ここでいう「逸脱」とは、脱線した輪軸に設置された逸脱防止ガイド等がレールを乗り越えている状態をい う。

ものが39軸であった。

⑤ 脱線による輪軸の左右移動量で最大のものは、12両目後台車第2軸 で1,098mm(右側:上り線側)であり、車体の傾き角度は約14°で あった。(付図9G参照)

なお、左側(線路外側)への脱線による輪軸の左右移動量で最大のもの は、1両目前台車第1軸で668mmであった。(付図9B参照)

- ⑥ 逸脱防止ガイドが設置されている輪軸は62軸であり、そのうち、脱線しなかったものが8軸(13%)、脱線し逸脱していなかったものが47軸(76%)、脱線し逸脱していたものが7軸(11%)であった。
 なお、括弧内の割合は小数点以下を四捨五入したものである。
- ⑦ 排障器取付腕が設置されている輪軸は6軸であり、そのうち、脱線しなかったものが0軸(0%)、脱線し逸脱していなかったものが3軸(50%)、脱線し逸脱していたものが3軸(50%)であった。ただし、脱線し逸脱していなかった3軸のうち、2軸については、前記③のとおり 排障器取付腕がレール上に載っている状態であった。
 - (付図5 本件列車の脱線の状況、付図9 軌道の主な損傷及び痕跡状況 参照)

脱線し、逸脱していない輪軸

15両目 前台車第2軸 右側



脱線し、逸脱している輪軸





列車進行方向

排障器取付腕

1両目前台車第1軸 右側



図3 脱線及び逸脱した輪軸例



図4 レール上に載っている排障器取付腕

- 2.3.2 鉄道施設に関する情報
 - (1) 東北新幹線の概要

JR東日本の東北新幹線は東京駅から新青森駅に至る営業キロ713.7 kmの複線、交流25,000Vの電化区間で、軌間は1,435mmである。

(2) 土木施設及び軌道の定期検査に関する情報

JR東日本は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国 土交通省令第151号)」(以下「技術基準省令」という。)に基づき、新幹 線軌道施設実施基準及び新幹線土木施設実施基準を定めて国土交通大臣に 届け出ており、この中で定期検査を規定している。この規定に基づく土木 施設及び軌道の本事故発生前直近の検査実施日は表4のとおりである。こ れらの検査記録によれば、高架橋等の土木構造物や軌道に異常は認められ なかった。

検査等の種類		検査周期	実施日
土木	通常検査(橋りょう)	2年	令和4年3月16日
施設			
	スラブ検査	1年	令和3年6月15日
軌道	レール等検査	1年	令和3年12月13日
	ロングレール検査	1年	令和4年2月28日
	列車動揺検査	1年	令和4年3月4日
	本線の軌道変位検査	2か月	令和4年3月15日
	線路総合巡視	1週	令和4年3月8日 (モーターカー等)
			令和4年3月9日(列車)

表4 土木施設及び軌道の直近の検査実施日(主なもの)

(3) 電路設備及び信号関係機器の定期検査に関する情報

JR東日本は、技術基準省令に基づき、新幹線電気設備実施基準及び新幹 線運転保安設備実施基準を定めて国土交通大臣に届け出ており、この中で 定期検査を規定している。この規定に基づく電路設備及び信号関係機器の 本事故発生前直近の検査実施日は表5のとおりである。これらの検査記録 によれば、電路設備及び信号関係機器に異常は認められなかった。

表5 電路設備及び信号関係機器の直近の検査実施日(主なもの)

	検査等の種類	検査周期	実施日				
電路	電車線	1年	令和4年9月21日、29日、11月28日 令和5年2月15日				
設備	支持物 (電化柱、ビーム等)	3年	令和2年4月13日				
信号関	軌道回路	1年	令和3年4月2日				
係機器	列車防護装置	1年	令和3年9月21日				

2.3.3 地形、地質等の状況

本事故現場は白石盆地に位置し、東北新幹線工事史地質図*8から推定される本事 故現場付近の地層は、おおむね沖積粘性土層、沖積砂質土層、沖積礫質土層、有 機質土層、洪積礫質土層等から構成されている。

- 2.3.4 車両に関する情報
 - (1) 車両の概要

本件列車で編成された車両は、JR東日本が所有する下記の車両、

車 種: E 6 系交流電車(25,000 V、50 Hz)

編成名:Z9編成

編成両数:7両

及び、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)が所有する 下記の車両、

車 種:H5系交流電車(25,000V、50Hz)

編成名:H2編成

編成両数:10両

が連結されていた。合計編成両数は17両であった。

本件列車の編成、車両の形式及び主要諸元は図5及び表6のとおりである。

*8 日本国有鉄道 仙台新幹線工事局(1981):東北新幹線(桑折・有壁間)地質図

17		H523	2		42.1	29	26, 500				N- TR7008	N- TR7008A							
16		H526	102		46.0	100					N- DT209	N- DT209							
15		H525	2		46. 1	85					N- DT209	N- DT209							
14		H526	202	ш	46.4	100					N- DT209	N- DT209				1			
13	2	H525	402	11月8	46.3	59	000	350		500	N- DT209A	N- DT209				日弧踏通			
12	Η	H526	302	戈 2 6年	46.5	100	25, 0	3,3		17,1	N- DT209	N- DT209A				所幹線用			
11		H525	102	平历	47.1	85					N- DT209	N- DT209				-944			
10		H526	402		46.0	100					N- DT209	N- DT209	£.	Ж Х					
6		H515	2		45.9	55			3,650		N- DT209	N- DT209	持板方式	スタレン	2, 500		70	860	125
8		H514	2		42.6	18	26, 500				N– TR7008A	N- TR7008	×	ボル					
7		E611	6		45.0	22	23, 075				DT210	DT210A							
9		E628	6		44.2	32					TR7 009	TR7 009							
2		E625	6	2 2 H	41.8	58					DT210	DT210				恒			
4	6 Z	E625	109	5年6月	41.8	58	20, 500	2, 945		14, 150	DT210	DT210				在円弧踏			
3		E627	6	平成 2	41.8	99					DT210	DT210				兼			
2		E629	6		43.7	58					TR7009	TR7009							
1		E621	6		43. 6	30	23, 075				DT210A	DT210							
編成位置(両目)	編成名	車両形式	車両番号	新製日	空車重量 (t* ⁹)	定員 (人)	(mm) 登ల車	車両幅 (mm)	(mm) 皇垕車	車中心間距離 (mm)	前	後	軸箱支持方式	車体支持装置方式	·····································	車輪踏面形状	輪フランジ角度(。)	車輪径 (mm)	車輪幅 (mm)
										10		白車	形式				車		

表6 車両の形式及び主要諸元



図5 本件列車の編成

(2) 車両の検査

JR東日本及びJR北海道は、技術基準省令に基づき、それぞれ、新幹線 電車整備実施基準及び新幹線電車整備心得(実施基準)を定めて国土交通 大臣に届け出ており、これらの中で定期検査を規定している。これらの規 定に基づく各車両の本事故発生前直近の検査実施日は表7のとおりである。 これらの検査記録では、異常は認められなかった。

	E6系:Z9)編成	H5系:H2編成			
検査の種類	検査周期	実施日	検査周期	実施日		
	36か月又は	令和2年	36か月又は	令和2年		
全般硬省	走行距離120万 km	3月16日	走行距離120万 km	6月9日		
∧ → ⊷ →*10	18か月又は	令和3年	18か月又は	令和3年		
百里倾宜	走行距離60万 km	4月16日	走行距離60万 km	9月8日		
六亚松木	土谷旺離ら玉し	令和4年	30日又は	令和4年		
父留快宜	定1] 距離 6 万 km	2月14日	走行距離3万km	3月11日		
	2 🗆	令和4年	2 🗆	令和4年		
山未快宜		3月15日		3月16日		

表7 本件列車の本事故発生前直近の検査実施日

(3) 静止輪重比

本事故発生前直近の静止輪重測定は、台車検査(令和3年4月16日及び 令和3年9月8日実施)で行われている。静止輪重測定結果によれば、全

^{*10 「}台車検査」とは、主電動機、動力伝達装置、走行装置、ブレーキ装置等の台車を構成する主要な部分について検査を行うものをいう。

ての輪軸の静止輪重比*11は管理値である15%未満であった。

(4) 車両の地震対策

JR東日本及びJR北海道では、所有する新幹線の車両には、全ての輪軸 の左右の軸箱の下面に逸脱防止ガイド等が設置されており、列車が脱線し た場合において、逸脱防止ガイド等がレールに引っ掛かることにより逸脱 を防止する機能を有している。

なお、JR東日本及びJR北海道によると、先頭車両の先頭輪軸等の排障 器やセラミック噴射装置が設置されている輪軸には排障器取付腕が設置さ れており、それ以外の輪軸には逸脱防止ガイドを設置しているとのことで あった。また、逸脱防止ガイドと排障器取付腕の逸脱防止の効果は同等と みなしているとのことであった。

JR東日本によると、平成16年新潟県中越地震が原因となる上越新幹線 列車脱線事故(平成16年10月23日発生)において、先頭車両の先頭 輪軸が排障器取付腕と車輪の間にレールを挟み逸脱を防ぐことができたこ とが、新幹線車両に逸脱防止ガイド等を設置する施策の発端となったとの ことである。

また、平成23年東北地方太平洋沖地震が原因となる東北新幹線列車脱線 事故(平成23年3月11日発生)において、脱線した輪軸に設置されて いた逸脱防止ガイドが車輪の間にレールを挟み逸脱を防いだ実績があると のことである。

図6に逸脱防止ガイド及び排障器取付腕の設置状況を示す。また、図7に 逸脱防止ガイド及び排障器取付腕の取付寸法の概要を示す。

図7に示すように、逸脱防止ガイドのレール外側側面と接触しガイドする 部位(以下「ガイド部分」という。)は、車輪の外側面から242mm 離れた 位置にあり、排障器取付腕のガイド部分は、車輪の外側面から116mm 離 れた位置にある。

また、逸脱防止ガイドの外側面は、車輪の外側面から270mm 離れた位 置にあり、排障器取付腕の外側面は、同275mm 離れた位置にある。さら に、車輪径が新品の860mm の状態において、逸脱防止ガイドの下面は、 レール頭頂面から100mm 離れた位置にあり、排障器取付腕の下面(ボル ト下面)は、同111mm離れた位置にある。

なお、各輪軸においてM軸(駆動軸:モーター付きの輪軸)には歯車箱が、 T軸(非駆動軸:モーターなしの輪軸)にはブレーキディスクが、いずれ

^{*11 「}静止輪重比」とは、1軸の輪軸に対し、片側の車輪の輪重をその軸の平均輪重で除した値をいう。管理に 用いる値は、単位を%とし、100%との差の絶対値で表す。

も輪軸中心に対して左又は右方向に偏心した位置に取り付けられている。 逸脱防止ガイドが設置されている輪軸で、歯車箱及びブレーキディスクが 取り付けられている側に脱線した場合の位置関係を図8に示す。図8から 分かるように、歯車箱の場合は歯車箱側のレールが歯車箱の下部に支障す るが、ブレーキディスクの場合は支障しない。

逸脱防止ガイド

排障器取付腕



※脱線してレールに掛かった状態

逸脱防止ガイド 排障器取付腕 単位:mm 車軸 車輪 車軸 軸箱 車輪 軸箱 逸脱防止ガイド 排障器取付腕 242 125 125 116 159 ボルト 275 80 270 脱線 🗲 脱線 🔶 138 100 111 65 65 174 174 レール (60kg) (60kg)

図6 逸脱防止ガイド及び排障器取付腕の設置状況

図7 逸脱防止ガイド及び排障器取付腕の取付寸法の概要



図8 歯車箱及びブレーキディスクの取付寸法と脱線時の状態

2.3.5 車体の振動加速度

本件列車の各車両には、制御等の目的で前台車付近及び後台車付近の車体下部に 加速度計が装備されており、車体の上下及び左右振動加速度を記録している。本事 故発生時における車体振動加速度の記録(一部車両の抜粋)を付図7に示す。

なお、車体振動加速度の記録は、列車速度が感知された場合に加速度をカットオフ周波数約30Hzのローパスフィルターを通して記録する仕様になっている。記録されている時刻については電波時計受信機による自動修正を行っており、誤差は±1秒以内である。

車体振動加速度の記録によると、本件地震が発生している時間帯において上下左 右とも大きな加速度が観測されており、特に大きな加速度が観測されていた時間帯 はおおよそ23時37分05秒~15秒であった。

記録された上下振動加速度の最大値(絶対値)は約13m/s²で、左右振動加速度 の最大値(絶対値)は約15m/s²であったが、それぞれ本件列車の車体振動加速度 に用いられている加速度計の検出可能値(上下:±13.07m/s²、左右: ±14.70m/s²)に近いため、実際はそれ以上の加速度が生じていた可能性があ る。

なお、本件地震発生時に本件列車が停止していたにもかかわらず、車体振動加速 度が記録されていたことについては、3.3.4 に後述するように、地震の揺れや本件 列車の脱線の影響等により車輪が回転し、これを列車速度として検知した可能性が あると考えられる。

(付図7 車体の振動加速度(抜粋) 参照)

2.3.6 空気ばねの内圧及び高さ

本件列車の各車両では、制御等の目的で空気ばね*12の内圧及び高さ(基準の高さからの変位量)を計測し記録している。本事故発生時における空気ばねの内圧及び

^{*12 「}空気ばね」とは、鉄道車両の台車と車体の間に設置されるまくらばねの一種で、圧縮空気をゴム膜内に封入し、ばねとして用いるものをいう。

高さの記録(一部車両の抜粋)を付図8に示す。

なお、空気ばねの内圧は、車両ごとに前台車右側及び後台車左側の空気ばね内圧 の平均値を1秒間隔で記録する仕様になっている。測定範囲は0~981kPa である。

また、空気ばねの高さは、列車速度が感知された場合に、各空気ばねの高さ変位 量を0.05秒間隔で記録する仕様になっている。測定範囲は-128mm~+ 127mmである。

記録されている時刻については電波時計受信機による自動修正を行っており、誤 差は±1秒以内である。

空気ばねの内圧及び高さの記録によると、本件地震が発生している時間帯におい て、各車両の空気ばねの高さが上下に大きく変動している状況が見られた。また、 一部の車両(4両目、5両目及び15両目を除く車両)において空気ばねの内圧が 大きく変動する現象が見られた。特に大きく空気ばねの高さの変動が観測されてい た時間帯はおおよそ23時37分05秒~15秒であった。

なお、本件地震時には本件列車が停止していたにもかかわらず、空気ばねの高さ が記録されていたことについては、3.3.4 に後述するように、地震の揺れや本件列 車の脱線の影響等により車輪が回転し、これを列車速度として検知した可能性があ ると考えられる。

(付図8 空気ばねの内圧及び高さ(抜粋) 参照)

- 2.4 鉄道施設及び車両等の損傷に関する情報
- 2.4.1 事故現場付近の鉄道施設の主な損傷及び痕跡の状況
- 2.4.1.1 軌道
 - (1) 軌道スラブ、レール及びレール締結装置等の損傷 本件列車が停止していた位置の各輪軸付近において、軌道スラブ、レー ル及びレール締結装置等への損傷があった。主な損傷は以下のとおりであ る。なお、本件列車が停止した位置より手前において、脱線によるとみら れる痕跡及び脱線後に本件列車が走行したとみられる痕跡はなかった。
 - 軌道スラブ及びレール締結装置に脱線した車輪による打痕及び損傷が あった。逸脱した輪軸においては軌道スラブの端部の損傷がある場合も あった。なお、損傷は片側の車輪ごとに1か所だけではなく複数ある箇所 もあった。
 - ② レール頭頂面に車輪による擦過痕が複数あった。レール頭頂面の擦過 痕は、脱線した輪軸の位置だけでなく、脱線していない輪軸の位置にも あった。(付図9E参照)
 - ③ 本件列車前端部付近のレール頭頂面には、列車のスカート下面の接触

によるものとみられる擦過痕があった。(付図9A参照)

- ④ 1両目前台車第1軸の脱線した方向(左側)の軌道スラブの端部及び スラブ中央付近には、車輪によるものとみられる打痕があった。また、右 側のレール頭頂面には擦過痕があった。(付図9B参照)
- ⑤ 逸脱防止ガイドが設置された輪軸のうち、脱線し逸脱した輪軸の位置においては、脱線した方向と反対側のレールの外側頭部側面に擦過痕があった。(付図9C参照)

ただし、14両目前台車第2軸については、逸脱防止ガイドが設置され、 右側に脱線し逸脱したが、反対側(左側)のレールの外側頭部側面に擦過 痕がなく、当該箇所の軌道スラブには、左右の車輪によるものとみられる 打痕が各々1か所ずつ見られ、右側の打痕は軌道スラブの右端に達してい た。(付図9I参照)

- ⑥ 11両目後台車第1軸は、右側に脱線し、調査時点で逸脱はしていなかったが、反対側(左側)のレールの内側頭部側面に擦過痕があった。また、当該箇所の軌道スラブには、左右の車輪によるものとみられる打痕が各々3か所ずつ見られ、そのうちの1か所は軌道スラブの右端に達していた。(付図9F参照)
- ⑦ 12両目後台車第2軸の脱線し逸脱した方向(右側)のコンクリート 路盤に、車体下部の側カバーの角が接触したとみられる擦過痕があった。 (付図9G参照)
- ⑧ 13両目後台車第2軸は、右側に脱線し、調査時点では逸脱はしていなかったが、反対側(左側)のレールの内側頭部側面に擦過痕があった。 また、当該箇所の軌道スラブには、左右の車輪によるものとみられる打痕が各々1か所ずつあった。(付図9H参照)
 - (付図9 軌道の主な損傷及び痕跡状況 参照)
- (2) 本事故発生前後の軌道変位

付図10に本件列車停止位置付近の本事故発生前後の軌道変位を示す。本 事故発生前の値は、2.3.2(2)に記述した本事故発生前直近の軌道変位の定 期検査によるもので令和4年3月15日に新幹線電気・軌道総合検測車で 測定された動的軌道変位^{*13}である。本事故発生後の値は、令和4年4月2日 にけん引式軌道検測装置で測定された静的軌道変位である。

これによると、本事故発生前直近の軌道変位は全てJR東日本の軌道変位

^{*13 「}動的軌道変位」とは、軌道検測車等により列車荷重等を載荷した状態における軌道変位をいう。一方、人 力による糸張りや軌道検測装置等により、列車荷重(又はそれに準ずる荷重)を載荷しない状態における軌道 変位を「静的軌道変位」という。また、動的軌道変位の測定値を「動的値」、静的軌道変位の測定値を「静的 値」という。

整備基準値内であった。また、通り変位及び軌間変位については、動的値 と静的値の比較にはなるが、本事故発生前後で変化があり、本事故発生後 に大きくなっている傾向が見られるが、その他の軌道変位については、ほ とんど変化が見られなかった。

なお、本事故発生後の軌道変位における最大値(高低、通り、水準、平面 性に関しては絶対値の最大値)は、高低4.6mm、通り18.9mm、軌間 -12.2mm及び+12.8mm、水準2.2mm、平面性1.3mmであった。

これらの値と、JR東日本の軌道変位整備基準値(最低限の基準である 70km/h 未満の線区における軌道変位整備基準値:高低30mm、通り30 mm、軌間-9mm 及び+20mm、水準20mm、平面性24mm)を比較すると、 軌間のマイナスの整備基準値を一部の区間で下回っていたが、その他に整 備基準値を超過しているものはなかった。

また、通り変位及び軌間変位の変化が大きい箇所と本件列車の輪軸の位置 及び状態との間に明確な関係は見られなかった。

(付図10 本事故発生前後の軌道変位 参照)

2.4.1.2 高架橋及び橋りょう等の構造物

(1) 高架橋及び橋りょう

本事故現場の第7大平高架橋から第4大平高架橋の区間における構造物の 損傷状況を表8及び付図11に示す。なお、列車脱線に直接影響する軌道 面の大きな沈下や'角折れ^{*14}及び目違い^{*15}'(以下「不同変位」という。)が 残存している状況はなかった。

ス 一 平成元初日元の同人間及り間サよりの頂め代加								
構造物名	損傷箇所	キロ程	損傷内容					
	R 3 ^{*16} ・防音壁(左側)	284k200m付近	脱落					
第7大平高架橋	R 3・中層梁* ¹⁷	284k200m付近	ひび割れ・剝落					
	R 2 ・中層梁	284k131m付近	ひび割れ・剝落					
第6大平高架橋	R 2 ・中層梁	284k016m付近	ひび割れ・剝落					
你一下去却接	R 2 ・ 中層梁	283k873m付近	ひび割れ・剝落					
第5大半高架橋	R1・中層梁	283k844m付近	ひび割れ・剝落					

表8 事故現場付近の高架橋及び橋りょうの損傷状況

*14 ここでいう「角折れ」とは、構造物境界に生じる水平方向の折れ角をいう。

^{*15} ここでいう「目違い」とは、構造物境界に生じる水平方向の段差をいう。

^{*16 「}R3」とは、構造物中3番目のラーメン高架橋をいう。以下のR1及びR2もそれぞれ1番目及び2番目 のラーメン高架橋をいう。

^{*17 「}中層梁」とは、2層式のラーメン高架橋の中間層の梁をいう。

	R3・中層梁	283k790m付近	ひび割れ・剝落
第4大平高架橋	R 2 ・中層梁	283k761m付近	ひび割れ・剝落
	R1・中層梁	283k732m付近	ひび割れ・剝落

(附属資料1 軌道面の不同変位についての考察 参照)

(2) 電路設備

本事故現場付近の架線等の電路設備には、複数の曲線引装置*18及びストラ クチャ*19の損傷があった。

(3) 信号関係機器

本事故現場付近の信号関係機器には、損傷等はなかった。

(付図11 構造物等の主な損傷状況 参照)

2.4.2 本件列車の車両の主な損傷及び痕跡の状況

本件列車の車両の主な損傷及び痕跡は、以下のとおりである。なお、損傷及び痕跡の位置や状況を付図12に示す。

- (1) 車両の損傷
 - スノウプラウ(付図12A参照)
 スノウプラウにゆがみがあった。
 - ② 空気ばね(付図12B参照) 空気ばねのベローズや外筒等の外れがあった。損傷した空気ばねにおいては、ベローズ内の空気が抜けている状態(以下「空気ばねの空気抜け」という。)となっていた。
 - ③ 主電動機、歯車箱(付図12C参照)
 主電動機や歯車箱に、下部の擦過痕や打痕等の損傷があった。
 - ④ 異常上昇止め(付図12D参照)
 1本リンクと台車枠間の異常上昇止めに、接触痕があった。
 - ⑤ 軸箱ストッパ(付図12E参照) 台車枠と軸箱間の軸箱ストッパに、金具の破損や変形が見られた。なお、 接触痕については、全ての軸箱ストッパにあった。
 - ⑥ その他(付図12F参照)
 上記の他、車体間ダンパの変形や破損、高さ調整弁受け金具の曲損等の 損傷が複数の車両にあった。

^{*18 「}曲線引装置」とは、曲線区間の架線が曲線の内側に外れないように外側に引っ張る装置をいう。

^{*19} ここでいう「ストラクチャ」とは、鋼材によるビーム部とコンクリート製の電化柱部を井桁に組んだ箇所をいう。

- (2) 逸脱防止ガイド等の痕跡
 - ① 逸脱防止ガイド(付図13A参照)
 - a いずれも右側に脱線していた輪軸である11両目後台車第1軸左側及 び13両目後台車第2軸左側の逸脱防止ガイドには、外側に擦過痕が あった。他の逸脱防止ガイドに、外側に擦過痕があるものはなかった。
 - b 右側に逸脱していた輪軸である14両目前台車第2軸左側の逸脱防止 ガイドには、内側(ガイド部分)に擦過痕がなかった。他の逸脱してい た輪軸の脱線した方向と反対側の逸脱防止ガイドには、内側(ガイド部 分)に擦過痕があった。
 - ② 排障器取付腕(付図13B参照)
 - a 1両目前台車第1軸右側、8両目前台車第1軸左側、12両目後台車
 第2軸左側、13両目前台車第1軸左側及び17両目後台車第2軸左側の排障器取付腕の下部には擦過痕があった。そのうち、1両目前台車第
 1軸右側及び12両目後台車第2軸左側の擦過痕はボルトの頭にあるのみで、他に比べて少なかった。
 - b 7両目後台車第2軸右側の排障器取付腕の下部には擦過痕がなかった。
- 2.4.3 本件列車の乗降ドアの異常開閉
 - (1) 乗降ドアの開閉の仕組み

本件列車の乗降ドアは、各車両の左右に1か所ずつ、又は左右に2か所 (前方及び後方)ずつ設置されている。構造は、1枚扉の側引戸で車内の 気密性を保つために閉扉した後に内側から外側に扉を押し込むようになっ ている。(図9参照)

通常、乗降ドアの開閉は、乗務員が運転室又は車掌室内の車掌スイッチを 取り扱うことで、制御継電器盤(図10参照)にある戸閉め回路上の該当 するリレー^{*20}(自己保持回路^{*21}を有する。以下「乗降ドア開閉リレー」とい う。)が動作し、各乗降ドアの戸閉め装置が動きドアが開閉する。

なお、乗降ドア開閉リレーが振動・衝撃により誤動作し、乗降ドアが開扉 した場合、自己保持回路の働きにより開扉が継続するが、運転席にあるブ レーキハンドルを抜取位置にすると、戸閉め回路を含む車両の電源が断た れるため、乗降ドア開閉リレーが復旧し、乗降ドアが閉扉する。

^{*20 「}リレー」とは、外部から電気信号を受け取り、電気回路のオン/オフや切り替えを行う部品をいう。継電 器ともいう。

^{*21 「}自己保持回路」とは、リレーが持っている自己の接点を利用して、自己の動作を保持しようとする回路を いう。この回路は、一度入力された信号を解除信号があるまで保持する特徴があるため、記憶回路とも呼ばれ る。

さらに、本件列車の乗降ドアの開閉システムには、列車速度5km/h 以上 を検知した場合には、該当するリレー(自己保持回路を有していない。以 下「戸閉め保安リレー」という。)が動作し、乗降ドア開閉リレーの開指示 を無効にすることで異常な開扉を防ぐ戸閉め保安装置が付加されている。

また、各車両の乗降ドアの開閉の状況は、車掌スイッチを操作することで 動作するリレー(以下「戸閉め表示リレー」という。)により、運転室に設 置されている運転士モニター及び車掌室に設置されている車掌モニター

(以下「乗務員モニター」という。)に表示され、確認することができる。 ただし、乗降ドア開閉リレーと戸閉め表示リレーは連動しているものでは ない。

なお、これらの各種情報は、運転状況記録装置に記録される。



図9 本件列車の乗降ドア例



図10 制御継電器盤設置例

(2) 乗降ドアの異常開閉(図11及び図12参照)

本事故発生時において、本件列車の乗降ドアが開閉する事象が確認された。 概要は以下のとおりである。なお、2.1.1 に記述した乗務員等の口述及びそ の後のJR東日本の調査により、乗降ドアが開閉した時間帯において、乗 務員等は車掌スイッチを操作していないことが確認されており、乗降ドア は異常に開閉したとみられる。

① 開扉した乗降ドアの位置と時刻

本件列車の各車両のデッキに設置されている車内防犯カメラの映像記録 (以下「車内防犯カメラ記録」という。)により、本事故発生時における 乗降ドアの状態を確認したところ、本件地震発生時に3両目及び7両目の 乗降ドア(いずれも左右両側)が開扉したことが確認された。

車内防犯カメラ記録より、3両目及び7両目の乗降ドアが開いた時刻は、 23時37分00秒ごろから23時37分59秒ごろの間であった。この 間で車内防犯カメラは記録が一時停止されていたため、開扉の詳細な時刻 は車内防犯カメラ記録から特定することはできなかった。

なお、本事故発生時において乗降ドアが異常開閉している間に乗客の落 下等の事象は発生しなかった。



図11 開閉した乗降ドアの状況



図12 開閉した乗降ドアの位置

② 開扉に関する運転状況記録装置の記録

運転状況記録装置の記録による開扉に関する情報は以下のとおりで あった。

a ドア開閉指令状況

車両ごとに記録されている。戸閉め表示リレーの状況(実際に乗降ド アが開閉しているかを検知しているものではない)を示す。

本事故発生時の状況は、3両目及び7両目に加えて、8両目及び11 両目~17両目に開扉指令が出た状態となっていた。なお、各車両のド アの状態を示す情報より、開扉の情報が記録された時刻は、23時37 分07秒ごろから23時37分18秒ごろであった。

b 戸閉め装置指令情報

編成ごとに記録されている。乗降ドア開閉リレーの状況を示す。 本事故発生時の状況は、Z9編成(E6系)において23時37分

- 07秒ごろに開扉した記録があった。
- c 戸閉め保安情報 編成ごとに記録されている。戸閉め保安リレーの状況を示す。 本事故発生時の状況については、
 - ・Z9編成(E6系)は、動作していなかった、
 - ・H2編成は、23時37分07秒ごろ0.4秒間、戸閉め保安リレーが動作した記録があったが、その他の時間帯は動作していなかった。
- 3 閉扉の状況

車内防犯カメラ記録により確認したところ、本地震発生時に開扉した3 両目及び7両目の乗降ドアは、いずれも00時06分00秒ごろから00 時08分09秒ごろの間に閉扉した。なお、この間で車内防犯カメラは記 録が一時停止されていたため、閉扉の詳細な時刻は車内防犯カメラ記録か
らは特定することができなかった。さらに、00時06分00秒ごろ以降、 運転状況記録装置では記録が停止となっていたため、運転状況記録装置に 記録されている情報を確認することはできなかった。

なお、2.1.1(1)に記述したように、本件運転士は、車外に降りる(運転席を離れる)際に、手順に従いブレーキハンドルを抜取位置にする操作 を行ったと口述しており、その時刻は、本件運転士と運用指令との電話会話記録より、00時06分00秒ごろであったとみられる。

さらに、本件運転士と運用指令との電話会話記録、本件運転士と輸送指 令との電話会話記録、ブレーキハンドル操作の記録によると、本件運転士 は、一旦ブレーキハンドルを抜取位置にした後に、運用指令からバッテ リー温存措置のためにブレーキハンドルを元の位置に戻すよう指示があっ たため、一度、非常位置に戻す操作(00時07分05秒ごろ)を行い、 その後再度ハンドルを抜取位置にした(00時09分00秒ごろ)。

- 2.5 乗務員等に関する情報
- 2.5.1 年齡等
 - 本件運転士 39歳

新幹線電気車運転免許 令和元年11月6日

- E6系車掌 40歳
- H5系車掌 43歳
- 見習車掌 43歳
- 便乗車掌 43歳
- 2.5.2 健康状態等の状況

本件運転士、E6系車掌、H5系車掌、見習車掌及び便乗車掌の本事故発生前直 近の運転適性検査結果及び医学適性検査結果には、特に問題は認められなかった。

2.6 気象に関する情報

本件列車が停止していた位置から北に約4.4km にある気象庁白石地域気象観測所 の観測記録によると、本事故発生当日の23時30分の気温は2.5℃、風向風速は 北北東の風1.3m/s、湿度は100%、前1時間降水量は0.0mm であった。また、 事故現場付近の当時の天気は晴れであった。

- 2.7 地震に関する情報
- 2.7.1 本件地震等の概要

気象庁発表の地震情報によると、1回目地震及び本件地震の概要は以下のとおり である。

(1)1回目地震 **発生日時** : 令和4年3月16日23時34分27.0秒 :北緯37度40.8分、東経141度36.3分、 震 源 深さ57km :マグニチュード6.1、最大震度5弱 地震規模 (2) 本件地震 発生日時 : 令和4年3月16日23時36分32.6秒 :北緯37度41.8分、東経141度37.3分、 震 源 深さ57km :マグニチュード7.4、最大震度6強 地震規模

なお、本件地震の発震機構*22は、太平洋プレート内部で発生した西北西-東南東 方向に圧力軸を持つ逆断層型であった。

2.7.2 本件地震等の震度及び震央と事故現場との位置関係

気象庁発表の1回目地震の震度データベースによれば、本事故現場付近は震度4の揺れが観測されている。なお、本事故現場は、震央からおおよそ西北西に約92.9km離れた位置であった。(図13参照)



図13 1回目地震の震度及び震央と事故現場との位置関係

^{*22 「}発震機構」とは、地震を起こした断層が地下でどのような状態なのか、及びその断層にどのような力が作用したのかを示すものである。

また、気象庁発表の本件地震の推計震度分布図によれば、福島県から宮城県にかけての東北新幹線沿線では震度6弱以上の地域が広がっており、特に福島駅〜白石 蔵王駅間の沿線では震度6強の揺れが推計されている。事故現場付近は震度6弱の 地域に該当する。なお、本事故現場は、震央からおおよそ西北西に約93.6km 離 れた位置であった。(図14参照)



図14 本件地震の震度及び震央と事故現場との位置関係

2.7.3 本件地震等の緊急地震速報

気象庁発表の地震情報によると、1回目地震に対しては、23時34分52.5 秒に緊急地震速報(警報)第1報が発表され、事故現場である宮城県白石市は震度 5弱程度が予想されていた。

また、本件地震に対しては23時36分55.6秒に緊急地震速報(警報)第1 報が発表され、事故現場を含む宮城県白石市は、震度5弱程度以上が予想されていた。

2.7.4 事故現場付近の地震観測点における地震計の記録

JR東日本の地震の観測点のうち、本事故現場からの距離が最も近い地点は、J R東日本の新白石き電区分所(以下「新白石SP」という。)に設置された地震計 (以下「新白石SPの地震計」という。)である。

新白石SPの地震計は、本件列車の停止位置(284k155m~283k 755m)の範囲内である283k883m付近にあり、下り線の軌道中心線から 右に約30m離れた位置に設置されている。

新白石SPの地震計で観測された地震動の記録によれば、本件地震では、南北方向で約322gal^{*23}、東西方向で約605gal、上下方向で約258galの最大加速

^{*23 「}gal」とは、主に地震の分野で用いられている加速度の単位である。(1gal=1cm/s²)

度(絶対値)が観測されている。なお、東西方向の最大加速度が観測された時刻は 23時37分14.8秒であった。

また、新白石SPの地震計で観測された地震動の記録によれば、1回目地震では、 南北方向で約92gal、東西方向で約100gal、上下方向で約43galの最大加速 度(絶対値)が観測されている。なお、東西方向の最大加速度が観測された時刻は 23時34分56.8秒であった。

本件地震及び1回目地震の新白石SPの地震計記録と、2.1.2 に記述した本件列 車の運転状況を図15に示す。これによると、本件地震が発生し本件列車の停止位 置(284k155m~283k755m)付近の地盤が振動した時間帯において、 本件列車が停止しているにもかかわらず、列車速度1~4km/h を断続的に検知し ていたことが確認される。



図15 本件地震の記録と本件列車の運転状況

2.8 地震発生時に列車を緊急停止させるためのシステムに関する情報

2.8.1 新幹線早期地震検知システムの概要

JR東日本では、地震発生時に新幹線列車を緊急停止させるためのシステムとし て、地震動を早期に検知し、き電を停止させる新幹線早期地震検知システム、及び 停電情報を車上で直ちに検知し停電検知ブレーキを動作させる車両側のシステムを 採用している。

新幹線早期地震検知システムは、次のいずれかの条件により、警報を変電所に伝 え、き電を停止させるものである。

- (1) 沿線、海岸、首都圏・内陸部地震計*24で、地震の主要動(S波)より先に 到達する初期微動(P波)を検知した際に、地震の発生位置や規模を推定し、 その揺れが鉄道構造物に被害を及ぼすレベルと想定される場合。
- (2) 沿線、海岸、首都圏・内陸部地震計及び海底地震計*25で、一定以上の大き さの揺れ(S波)を検知した場合。
- (3) 気象庁の緊急地震速報を受信した場合。

また、車両側のシステムは、き電停止による停電をATC車上装置が検知して停 電検知ブレーキを動作させるシステムに加えて、以前より約1秒早く停電を検知し て停電検知ブレーキを動作させるシステム(停電検知装置)を導入している。

なお、2.1.2 の表2に記述した、本件列車が架線の停電を検知し、停電検知ブ レーキが動作した位置(下り線の283k463m)は、新福島変電所(259k 961m、以下「新福島SS」という。)が制御するき電遮断区間(下り線の 232k059m~283k753m)の範囲内であった。

2.8.2 新幹線早期地震検知システムの動作記録

新幹線早期地震検知システムの動作状況は、同システムの情報処理装置に記録されており、同記録及び2.1.2に記述した本件列車の運転状況等から、本事故発生時における本件列車に関する新幹線早期地震検知システムの動作状況は、以下のとおりであった。

- (1) 23時34分27.0秒:1回目地震が発生(2.7.1に記述)
- (2) 23時34分43.5秒:新白石SPの地震計が地震動(P波)検知
- (3) 23時34分45.4秒:新白石SPの地震計が地震の規模等を推定し警報動作
- (4) 23時34分46秒ごろ:新福島SSがき電を遮断

^{*24} ここでいう「沿線、海岸、首都圏・内陸部地震計」とは、JR東日本が沿線に85台、海岸に30台、首都 圏・内陸部に20台(合計135台、いずれも本事故発生時点)設置している地震計をいう。

^{*25} ここでいう「海底地震計」とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が設置している、日本海溝海底地震 津波観測網(S-net)をいう。

- (5) 23時34分46.6秒:本件列車の停電検知装置が停電を検知し、停電
 検知ブレーキが動作
- (6) 23時34分56.8秒:1回目地震による地震動の最大値観測(2.7.4に 記述した新白石SPの地震計の東西方向の最大 加速度が観測された時刻)
- (7) 23時35分18.6秒:本件列車が停止
- (8) 23時36分32.6秒:本件地震が発生(2.7.1に記述)
- (9) 23時37分14.8秒:本件地震による地震動の最大値観測(2.7.4に
 記述した新白石SPの地震計の東西方向の最大
 加速度が観測された時刻)

なお、新幹線早期地震検知システム及び新白石 S P の地震計は、本事故発生前直 近の検査で異常はなかった。

2.8.3 本件列車以外の運行中の列車の停止状況

1回目地震及び本件地震発生時、東北新幹線の東京駅~新青森駅間の上下線には 本件列車を除き16列車が運行しており、そのうち11列車が駅に停車していた。 表9にそれらの概要を示す。

列車番号 (列車名)	駅・駅間	方向	作動時 走行速度 ¹⁾	作動時のキロ程 及び時刻 ²⁾			
695B(回送)	東京駅停車	下り	0 km/h	0k223m 付近			
827E(回送)	東京駅停車	下り	データなし 3)	データなし			
825E(回送)	東京駅~上野駅間	下り	データなし	0k800m 付近			
350C(とき 350 号)	東京駅~上野駅間	上り	77 km/h	1k938m 付近 23:36:59			
693B(回送)	上野駅停車	下り	0 km/h	3k848m 付近			
658B(回送)	上野駅停車	上り	データなし	データなし			
74B(やまびこ 74 号)	上野駅~大宮駅間	上り	55 km/h	3k886m 付近 23:37:00			
738B(回送)	大宮駅停車	上り	データなし	データなし			
281B(なすの 281 号)	小山駅~宇都宮駅間	下り	17 km/h	109k082m 付近 23:36:56			

表9 本件列車以外の運行中の列車に関する情報 (東北新幹線:東京駅~新青森駅間)

279B(なすの 279 号)	那須塩原駅~ 那須塩原電留線	下り	データなし	データなし
258B(なすの 258 号)	郡山駅停車	上り	データなし	データなし
701B(回送)	白石蔵王駅停車	下り	データなし	データなし
50B(やまびこ 50 号)	盛岡駅停車	上り	データなし	データなし
73B(やまびこ 73 号)	盛岡駅停車	下り	0 km/h	496k525m 付近
4B(はやぶさ4号)	新青森駅停車	上り	データなし	データなし
3045B(はやぶさ 45 号)	新青森駅停車	下り	0 km/h	675k012m 付近

1) 列車が停電を検知した時の推定速度

2) 列車が停電を検知した時の車上の記録装置に記録されたキロ程及びその時刻

3) 「データなし」となっているのは、留置車両につき無加圧であったためデータが記録され ていない等の理由による。

本件列車以外に東北新幹線を走行していた5本の列車は、いずれも停電検知ブ レーキが動作して減速し、脱線せずに停車した。

なお、1回目地震及び本件地震発生時にはJR東日本管内の新幹線の全区間で、 ・ 新幹線早期地震検知システムにより、き電停止となった。

2.9 数値シミュレーションに関する情報

JR東日本は、本事故による脱線及び逸脱のメカニズム(以下、各々を「脱線メカ ニズム」、「逸脱メカニズム」という。)を明らかにすることを目的に、研究機関に依 頼して数値シミュレーションを行った。JR東日本によると、その概要は 2.9.1~ 2.9.3のとおりとのことである。

なお、数値シミュレーションは、三つのステップに分けて実施されており、

- ・第一ステップでは、本件地震の観測記録から、地盤-構造物群の動的解析により 軌道面の振動波形(以下「軌道面波形」という。)を推定している。
- ・第二ステップでは、脱線メカニズムの解明を目的に、軌道面波形に対する本件列車の各車両単体(17両分)の脱線するまでの挙動シミュレーションを行っている。
- ・第三ステップでは、逸脱メカニズムの解明を目的に、軌道面波形に対する本件列 車の編成車両の脱線後に逸脱するまでの挙動シミュレーションを行っている。

また、本節中の記号は、BLは高架橋、Bは橋りょう、Rはラーメン高架橋、Tは 桁、Pは橋脚を表す。 2.9.1 軌道面波形の推定

2.9.1.1 現地調査に基づく地盤・構造物の振動特性の把握

本事故現場直近の新白石 S P 周辺の地盤及び構造物の振動特性を把握するため、 臨時の常時微動観測、地震観測を実施した。

図16に地震観測記録により得られた線路直角方向のフーリエ振幅比(構造物上/地盤上)^{*26}の平均値を示す。

これによると、フーリエ振幅比の卓越周期*27(構造物の固有周期帯)に関して、 ラーメン高架橋では0.8秒程度である一方で、橋りょうの橋脚(壁式橋脚)では 0.3秒程度となっており、両者の卓越周期が大きく異なっている。このことから、 地震時における構造物の線路直角方向の応答も構造形式によって異なることが想定 される。



図16 線路直角方向のフーリエ振幅比の平均値(構造物上/地盤上)

2.9.1.2 地盤-構造物群のモデル化

2.9.1.1 の情報を参考に、東北新幹線建設時の地質図やボーリングデータ等を基 とした地盤モデル及び本事故現場を含む約650mの区間の地盤-構造物群モデル (図17参照)を構築した。

なお、今回構築した地盤-構造物群モデルでは、実現象を可能な限り表現するた め、以下の点にも配慮してモデル化を行っている。

- ・中層梁のせん断損傷を考慮する。
- ・桁間の衝突を考慮する。
- ・ストラクチャ、電化柱を線材としてモデル化する。
- ・停車車両の重量を考慮する。
- ・RCストッパーの損傷や緩衝ゴムの影響を考慮する。

^{*26 「}フーリエ振幅」とは、時刻歴波形データを周波数ごとの振幅に分解したものであり、ここでいう「フーリ エ振幅比(構造物上/地盤上)」とは、地盤上のフーリエ振幅に対する構造物上のフーリエ振幅の比をいう。

^{*27 「}フーリエ振幅比の卓越周期」とは、フーリエ振幅比が最も大きくなるときの揺れの周期をいう。



図17 構築した地盤-構造物群モデル

2.9.1.3 基盤地震動の推定と地盤-構造物群の動的解析

2.9.1.2 のとおり構築した地盤-構造物群モデルを用い、本事故現場直近の新白石SPの地震計で観測された本件地震の地震動記録から軌道面の振動を推定した。

まず、本件地震の新白石SPの地震計記録を地盤モデルを用いて耐震設計上の基 盤面*²⁸まで引き戻す算定をし、脱線地点直下の基盤面での地震動(基盤地震動)を 推定した。さらに、水平方向の振動を線路直角方向に補正した。(図18参照)次 に、地盤-構造物群モデルに対して、基盤地震動(線路直角方向)を入力して動的 解析を実施し、各軌道面位置における軌道面波形(地震動による絶対加速度、絶対 速度、絶対変位)を推定した。



図18 基盤地震動(線路直角方向)

図19に各軌道面位置における絶対加速度、絶対速度及び絶対変位の最大値を示 す。図20に線路直角方向の軌道面波形の例を示す。

その結果、軌道面位置の最大応答として630~1,220gal、78~182 kine^{*29}、卓越周波数として1.0~1.3Hz 程度と推定され、非常に大きな軌道面 *28 「耐震設計上の基盤面」とは、耐震設計上振動するとみなす地盤の下に存在する+分堅固な地層の上面をい 20

^{*29 「}kine」(カイン)とは、主に地震の分野で用いられている速度の単位である。(1kine=1cm/s)

の揺れが車両に作用したことが分かった。なお、壁式橋脚とラーメン高架橋では線 路直角方向の剛性が異なっており、壁式橋脚の橋梁の方がラーメン高架橋よりも揺 れが小さいとの解析結果が得られた。



図19 各軌道面位置における絶対加速度、絶対速度及び絶対変位の最大値



(横軸:令和4年3月16日23時35分20秒からの経過時間)



2.9.2 脱線メカニズムの解明

2.9.2.1 脱線するまでの車両の挙動シミュレーション

2.9.1 で得られた軌道面波形に対する、構造物上の車両の挙動シミュレーション を行った。 図21に車両のシミュレーションモデルの概略、図22に本シミュレーションに おける座標系を示す。また、図23に車輪・レール周りのモデル(弾性支持レール モデル)を示す。



(a)正面図

ø (D-

y(左右

 $\theta(L' \gamma F)$

(b) 側面図



図21 車両のシミュレーションモデルの概略

空気ばねのモデルについては、図21に示すように、ばねとダンパを並列に配置 した一般的なまくらばねのモデルを用いているが、解析結果に大きな影響を及ぼす 空気ばねの特性については、地震時を想定した特性を大型振動試験装置を用いた加 振実験により同定した。また、空気ばねの空気抜けのモデル化に際しては、本件列 車で測定された空気ばねの内圧及び高さを参考にして、空気抜けのタイミングや特 性の変化を設定した。

なお、地震時の脱線までの車両の挙動を解析するプログラムはVDS^{*30} (Vehicle Dynamics Simulator)を用いている。

このプログラムによる解析については、大型振動試験装置を用いた実台車加振実 験により検証^{*31}が行われ妥当性が確認されている。また、2.10に後述する実台

図22 シミュレーションにおける座標系 図23 弾性支持レールモデル

^{*30 「}VDS」とは、鉄道総研が開発した車両運動シミュレータである。マルチボディダイナミクス理論に基づ いて開発した解析プログラムであり、通常の走行シミュレーションに加え、地震時のように振動する軌道上を 車両が走行する際の大変位を伴う車両の挙動も解析することができる。

^{*31 「}大変位軌道振動による実物大鉄道車両の加振実験」(宮本岳史ほか、日本機械学会論文集C編、71巻、706号、平成17年)

車加振実験のデータとも一致することを確認している。(付図15参照)

なお、VDSでは、いずれかの車輪のレールに対する左右変位が±70mm に達 した時点で「脱線」と判定し解析を終了する。

また、シミュレーションにおいては、本事故の実態に応じて、車両は停止した状態とし、空気ばねの空気抜けや脱線のタイミングについては、本件地震の地震動がおおまかに前半と後半にそれぞれ大きくなる傾向にあることから、23時37分13秒(23時35分20秒からの経過時間が113秒)までを主要動前半、それ以降を主要動後半とし、解析を行った。(図18参照)

2.9.2.2 シミュレーション結果

シミュレーション波形の一例として、脱線による輪軸の左右移動量が最大であった12両目及び先頭車両である1両目における計算結果を図24に示す。

これらの車両の、地震時の車両挙動及び脱線に至る過程の数値解析結果は次のとおりであった。

- ① 地震時の軌道面の振動により、車体・台車間で相対左右変位が生じる。
- ② 中心ピン*32と左右動ストッパ*33との接触により、車体左右加速度にスパイク状のピークが生じる。
- ③ 軌道面の振動の振幅が大きくなるに従い、中心ピン・左右動ストッパ間の接触 力が大きくなり、車体のローリングが生じ、空気ばね上下変位が左右交互に大き くなる。
- ④ 空気ばね上下変位が大きくなり、空気ばねが過大な変形により空気抜けの状態 となる。
- ⑤ 空気抜けした空気ばねにおいて、車体が台車に着座することで空気ばね上下力 に大きなピークが生じる。
- ⑥ ⑤の空気ばねの反対側の車輪が上昇し、レール頭頂面上に乗る(車輪上昇量 30mm程度となる)。
- ⑦ 車輪のレールに対する左右変位が±70mmに達し、脱線と判定される。

なお、12両目と1両目における脱線は、本件地震の前半部分の地震動により発 生したと判定された。また、他の脱線した車両についても、車両挙動及び脱線に至 る過程の数値解析結果は、④の有無を除き、上記とほぼ同様であった。

(附属資料2 車両の挙動シミュレーション結果 参照)

^{*32 「}中心ピン」とは、ボルスタレス台車の場合、けん引装置の車体取付け部分をいう。

^{*33 「}左右動ストッパ」とは、まくらばねによる過大な車体左右変位を防止するために、台車等に設けるストッ パをいう。防振ゴムと金属板が当たることにより、車体の左右変位が拘束される。



(b) 1両目後台車第2軸

(横軸:23時35分20秒からの経過時間)図24 シミュレーション波形例

2.9.3 逸脱メカニズムの解明

2.9.3.1 脱線後に逸脱するまでの車両挙動シミュレーション

2.9.1 で得られた軌道面波形に対する、本件列車(17両編成車両)の脱線後を 含む挙動シミュレーションを行った。

車両のモデル化に当たっては、脱線後において少なからず車両挙動に影響を及ぼ す連結器や車体間ダンパなどの車両間の連結構造をモデル化した。また、脱線後の 車輪の軌道スラブ上への落下、逸脱防止ガイドや排障器取付腕、主電動機等の車両 部材がレール等の軌道部材に接触する現象も考慮できるようにモデル化した。(図 25及び図26参照)これにより、脱線前から脱線後に逸脱するまでの一連の車両 挙動を評価可能とした。なお、解析諸元については 2.9.2 に記述した車両の挙動 シミュレーションと同様とした。



図25 数値解析の基本モデル(1車両モデル)



図26 数値解析の全体モデル(17両編成モデル)

なお、編成車両の脱線後に逸脱するまでの挙動解析には汎用の衝撃・構造解析ソ フトウェアLS-DYNA^{*34}を用いている。このプログラムによる解析については、 実物大の振動台実験等により精度の検証されている解析プログラムとの比較により、 脱線までの車両挙動に限定されるが検証され妥当性が確認されている^{*35}。

2.9.3.2 シミュレーション結果

- (1) 逸脱防止ガイドが設置された輪軸の逸脱の過程 逸脱防止ガイドが設置された輪軸での逸脱メカニズムに関する数値解析結 果は、おおむね次のとおりであった。なお、①、②及び⑥については排障 器取付腕が設置された輪軸と共通の挙動である。
 - ① 軌道面の強い揺れに伴い脱線が発生する。(図27(a)参照)
 - ② 脱線直後の車両の慣性力により輪軸が横移動することで、歯車箱(又は主電動機)がレール頭頂面に落下する位置まで移動する。(図27(b)参照)
 - ③ 歯車箱(又は主電動機)がレール頭頂面と、逸脱防止ガイドがレール 側面と接触する。逸脱防止ガイドとレールの接触により輪軸の横移動が制 限する。(図27(c)参照)なお、歯車箱(又は主電動機)と逸脱防止ガ イドのどちらが先にレールと接触するかは脱線挙動に依存する。
 - ④ 歯車箱(又は主電動機)とレール頭頂面との接触位置を支点に輪軸の ローリングが発生する。それに伴い逸脱防止ガイドがレールから外れる。 (図27(d)参照)
 - ⑤ 逸脱防止ガイドがレールから外れたことにより輪軸の横移動の制限が 解除される。(図27(e)参照)
 - ⑥ 車両の慣性力により輪軸が更に横移動することで逸脱が発生する。(図 27(f)参照)

なお、③において、脱線直後の輪軸の横移動の速度が大きい場合には、逸 脱防止ガイドがレール頭頂面と接触する場合や、逸脱防止ガイドがレール と接触することなくレールを飛び越えることもあった。これらの場合には、 ④の逸脱防止ガイドによる輪軸の横移動の制限効果は発揮されず、そのま ま⑥の逸脱に至る。

上記の逸脱メカニズムは脱線直後の発生を前提に記載しているが、解析に

^{*34 「}LS-DYNA」とは、汎用の衝撃・構造解析ソフトウェアで、空間離散化手法の一つである有限要素法 を用いることで様々な動的な接触現象を表現することが可能である。VDSと比較して、LS-DYNAでは 車両と軌道部材との接触や脱線後の車両挙動を表現可能な点が特徴となる。

^{*35 「}有限要素法による車両/軌道の加振モデルの構築」(後藤恵一ほか、第18回鉄道技術・政策連合シンポジウム講演論文集、平成23年)

おいては脱線後に軌道面の強い揺れを受けた際の発生も確認されている。



- 図27 逸脱防止ガイドが設置された輪軸での逸脱メカニズムの解析結果例 (例:9両目前台車第1軸)
 - (2) 排障器取付腕が設置された輪軸の逸脱の過程 排障器取付腕が設置された輪軸の逸脱メカニズムに関する数値解析結果は、 おおむね次のとおりであった。
 - ① 軌道面の強い揺れに伴い脱線が発生する。(図28(a)参照)
 - ② 脱線直後の車両の慣性力により輪軸が横移動することで、歯車箱(又は主電動機)がレール頭頂面に落下する位置まで移動する。(図28(b)参照)
 - ③ 歯車箱(又は主電動機)及び排障器取付腕がレール頭頂面と接触する。 (図28(c)参照)なお、歯車箱(又は主電動機)と排障器取付腕のどち らが先にレール頭頂面と接触するかは脱線挙動に依存する。
 - ④ 車両の慣性力により輪軸が更に横移動することで逸脱が発生する。(図 28(d)参照)

上記の逸脱メカニズムは脱線直後の発生を前提に記載しているが、解析に おいては脱線後に軌道面の強い揺れを受けた際の発生も確認されている。



図28 排障器取付腕が設置された輪軸での逸脱メカニズムの解析結果例 (例:1両目前台車第1軸)

2.10 実台車加振実験に関する情報

運輸安全委員会は、本件地震による振動が本件列車の台車の挙動に与えた影響について明らかにすることを目的に、鉄道総研へ委託し、本件列車の実物の台車を振動台上に設置し、本件地震を模擬した振動を与え、台車の挙動を計測する実験を行った。 その概要は以下のとおりである。

2.10.1 試験装置及び試験体

(1) 大型振動試験装置

図29に大型振動試験装置の概略図を示す。本装置は、大きさがX軸方向 7m、Y軸方向5mで最大質量5.0×10⁴kg まで積載可能な振動テーブ ル上に供試体を配し、油圧サーボ制御方式により加振を行う。X軸方向は 最大変位±1m、最大加速度9.8m/s²、Y軸方向は最大変位±0.25m、 最大加速度19.6m/s²での加振が可能であり、振動台としては国内最大級 の加振性能を有している。また、加速度及び変位制御により0.1~20Hz までの周波数帯において正弦波又は任意の地震波を模擬した加振が可能で ある。



図29 大型振動試験装置外観

(2) 試験体

本実験で使用した試験体は、本件列車10両目前台車(H5系の電動台 車)とした。図30に大型振動試験装置に試験体を設置した状況を示す。 図中、台車の上に載っている赤色の物体は、半車体相当の質量特性を再現 した模擬車体である。



図30 設置した試験体の外観と座標系

2.10.2 軌道面の振動

本実験の入力値として使用した本件地震による軌道面の振動は、2.9.1 に記述し た軌道面波形の推定結果より以下の2ケースを選定した。軌道面の振動の左右変位 波形を図31に示す。



図31 入力値として使用した本件地震による軌道面の振動

なお、本節中の記号は、BLは高架橋、Bは橋りょう、Rはラーメン高架橋、T は桁を表す。

ケース1:第5大平BL-R2(ラーメン高架橋)

※ 脱線・逸脱した輪軸(最大移動量)、12両目後台車付近
 ・ケース2:農道1号B-T1(橋りょう)
 ※ 脱線した輪軸(逸脱なし)、15両目前台車付近

2.10.3 実台車加振実験の概要

加振入力倍率の検討、試験装置等の確認のために加振入力倍率を低くした予備の 加振実験を行った後、以下に示す加振条件で実台車加振実験を行った。なお、加振 入力倍率とは、振動テーブルに入力する振動変位の振幅を本件地震の軌道面波形の 何倍とするかを表す振幅倍率のことである。

・ケース1(第5大平BL-R2)波形(主要動前半のみ抽出)

1-1 加振入力倍率 0.95倍

- 1-2 加振入力倍率0.95倍、空気ばね排気状態
- ・ケース2 (農道1号B-T1)波形
 - 2-1 加振入力倍率 0.74倍
 - 2-2 加振入力倍率0.82倍

加振入力倍率は、解析プログラムVDSを用いて加振時の試験体の挙動シミュレーションを行い、試験装置性能上の制限値(950gal)を考慮して設定した。

また、ケース1の波形について、主要動前半のみを抽出したのは、軌道面の振動 は後半の方がやや揺れが大きく、なるべく倍率を大きくするためには主要動前半の み抽出する必要があったためである。

2.10.4 実台車加振実験の結果

2.10.3 に記述した、各ケースの実台車加振実験の結果(付図14参照)は以下のとおりであった。なお、実験結果とVDSを用いたシミュレーション結果の比較を付図15に示す。

(1) ケース1の波形(第5大平BL-R2)の加振入力倍率0.95倍で加振実験を行った結果、主要動前半で車体に左右動を含む大きなローリングが発生し、空気ばねの空気抜けが発生した。(図32参照)そのときの空気ばね上下変位は220mm程度であった。この加振実験では脱線(車輪フランジがレール頭頂面上に乗ること)は発生しなかった。しかし、軸箱上下変位(やや大きい値となるが、車輪上昇量に相当する)が100mm程度に達し、かつ100kNを超える左右動ストッパ作用力(車体・台車間における衝撃的な左右力)及び横圧(車輪・レール間の左右力)が発生していた。

また、客室内を想定した模擬車体部での加速度測定において、非常に大きな上下及び左右加速度が発生していたことが確認された。





図32 ケース1-1(左側空気ばねが空気抜けした状況)

- (2) ケース2の波形(農道1号B-T1)の加振入力倍率0.74倍で加振実験 を行ったが、空気ばねの空気抜けは発生しなかった。この加振実験における 空気ばね上下変位の最大値は160mm程度であった。
- (3) ケース2の波形の加振入力倍率0.82倍で加振実験を行った結果、主要

動後半で空気ばねの空気抜けが発生した。(図33参照)そのときの空気ば ね上下変位は200mm 程度であった。この加振実験では脱線は発生しな かったが、(1)と同様、軸箱上下変位が100mm 程度に達していた。



上下(z) ← (進行) 右側 前後(x) → (進行) 左側

図33 ケース2-2(右側空気ばねが空気抜けした状況)

- (4) 空気ばね排気状態で(1)と同じ加振波形で加振実験を行った結果、主要動前半で脱線が発生した。空気ばねが排気状態になると、空気ばね部において車体(空気ばね上面板)が台車(積層ゴム上面)に衝突し、車輪がレールから浮き上がった。
- (5) ケース1及びケース2のいずれの場合も、脱線直前の試験体の挙動として は、模擬車体の回転中心が試験体の重心の下側にあり車体が大きくローリン グする下心ロール*³⁶であった。
- 2.11 その他の情報
- 2.11.1 本事故後の復旧作業の状況

本件列車の脱線復旧作業は、令和4年3月20日から始まり、同年4月2日まで に載線及び白石蔵王駅への収容作業を完了した。

なお、本事故現場を含む東北新幹線の福島駅から仙台駅間においては、令和4年 4月14日に徐行規制のための臨時ダイヤで運転を再開し、同年5月13日より徐 行規制を解除し通常ダイヤで運転を再開した。

^{*36 「}下心ロール」とは、ローリング(進行方向を軸とする車体の回転運動)のうち回転中心が車両の重心より 下側にあるものをいう。

2.11.2 過去の大規模地震による新幹線列車脱線事故

過去3回の大規模地震による新幹線列車脱線事故について、地震及び新幹線脱線 地点の比較情報を表10に示す。

本件地震の最大震度は、過去3回の地震が震度7であったのに対し、震度6強で あった。

過去3回の地震による新幹線列車脱線事故と本事故を比較して、脱線時の速度は、 過去3回では、14~200km/hの範囲でいずれも走行中であったが、本事故の 場合は0km/h で停止中であった。編成両数及び脱線軸数は、過去3回と比較して 本事故が最も多かった。また、本事故では、乗客6名が負傷(軽傷)したが、過去 3回では負傷者は出ていなかった。

なお、本事故発生時点における新幹線の地震対策は、平成16年に発生した新潟 県中越地震による上越新幹線の脱線事故の教訓を踏まえた以下の三つの対策が進め られているところであった。*³⁷

- (1) 構造物の耐震対策軌道面を支えている構造物が大きく壊れないようにすること。
- (2) 早期地震検知システム走行中の列車を早く止めること。
- (3) 列車の(脱線)逸脱防止列車が脱線、又は大きく逸脱しないようにすること。

地震の名称	平成16年新潟県 中越地震	平成23年東北 地方太平洋沖地震	平成28年熊本地震	令和4年3月16日の 福島県沖の地震 (本件地震)
発生日時	平成16年10月23日 17時56分ごろ	平成23年3月11日 14時46分ごろ	平成28年4月14日 21時26分ごろ	令和4年3月16日 23時36分ごろ
震源深さ	約13km	約24km	約11km	約57km
地震の規模	6.8 (M)	9.0 (Mw)	6.5 (M)	7.4 (M)
最大震度	7	7	7	6強
地震種別	内陸地震	海溝型地震 (プレート間 地震)	内陸地震	海溝型地震 (スラブ内地震)

表10 地震による新幹線列車脱線事故の概要比較

^{*37 「}第16回新幹線脱線対策協議会(令和4年12月23日開催)結果概要」(国土交通省HP、 https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001580436.pdf)

地震により	 上越新幹線浦佐 	 東北新幹線仙台 	·九州新幹線熊本	・東北新幹線福島駅~			
発生した列	駅~長岡駅間列車	駅構内列車脱線	駅~熊本総合車両	白石蔵王駅間列車脱			
車脱線事故	脱線事故	事故	所間列車脱線事故	線事故			
車両形式・ 編成	200系10両編成	E2系10両編成	800系6両編成	E6系7両+H5系10両 (合計17両)編成			
脱線軸数	22車由/40車由	2軸/40軸	22軸/24軸	60軸/68軸			
列車種類	営業列車	試運転列車	回送列車	営業列車			
地震発生時 の走行速度	約204km/h	約72km/h	約79km/h	約154km/h (1回目地震時)			
脱線時 の走行速度	約200km/h	約14km/h	約78km/h	0km/h			
震央からの 距離	約9.6km	約172km	約12km	約94km			
乗客・ 乗員数	乗客151名 乗務員2名 車内販売員1名	乗務員1名 車両検修員12名	乗務員1名	乗客75名 乗務員5名			
死傷者	0名	0名	0名	乗客6名(軽傷)			
	鉄筋コンクリート	鋼複合単純桁	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート			
構造物形式	ラーメン高架橋ほか	高架橋	ラーメン高架橋ほか	ラーメン高架橋ほか			
	(高さ:約9m)	(高さ:約12m)	(高さ:約10m)	(高さ:約16~18m)			

3 分 析

3.1 本事故発生前の鉄道施設、車両等に関する分析

3.1.1 鉄道施設

2.3.2(2)に記述したように、本事故発生前直近の高架橋や軌道等の鉄道施設の 検査記録には異常は認められなかったこと、2.4.1.1 及び2.4.1.2 に記述したよう に、本事故発生後においても、軌道や高架橋等の損傷及び痕跡に、列車脱線に直接 影響するような状況は見られなかったことから、鉄道施設には本事故発生前に脱線 に関わる異常はなかったと推定される。

なお、本事故発生後の軌道変位の測定結果において、2.4.1.1(2)に記述した、 軌間のマイナスの整備基準値を一部の区間で下回っていたことについては、マイナ スの軌間は脱線により生じたと考えられ、脱線に直接影響するものではないことか ら、本件列車停止位置付近に列車脱線に直接影響する大きな軌道変位の発生はな かったものと考えられる。

3.1.2 車両

2.1.1(1)に記述した本件運転士の口述に車両故障に関する内容は含まれないこ と、2.3.4(2)に記述した車両の検査記録、及び 2.3.4(3)に記述した車両の静止輪 重比測定結果に異常は認められなかったことから、本事故発生前に車両の異常はな かったと推定される。

3.1.3 運転取扱いに関する分析

2.1.1(1)に記述した本件運転士の口述、及び 2.1.2 に記述した運転状況の記録 に運転取扱い上問題となる点はなかったことから、本事故発生時における運転取扱 いに誤りはなかったと推定される。

3.2 気象に関する分析

2.6に記述した気象状況から、本事故現場付近の気象に関しては、脱線に直接関 与するような状況ではなかったものと考えられる。

- 3.3 脱線に関する分析
- 3.3.1 停電検知ブレーキの動作に関する分析

2.1.2 及び 2.8.2 に記述したように、本件列車は、1回目地震により新幹線早期 地震検知システムが作動したことによる停電を検知して停電検知ブレーキが自動的 に動作し、23時34分46秒ごろに速度約154km/h から減速を開始したと考 えられる。また、本件列車の速度が0km/h となった時刻は、23時35分18秒 ごろであったと考えられる。

3.3.2 脱線の原因に関する分析

本件列車は、

- ・3.1 で分析したように、本事故発生前に鉄道施設、車両及び運転取扱いに問題 はなかったと推定されること、
- ・2.3.5及び2.3.6に記述したように、本件列車は本件地震が発生している時間帯において上下左右に大きく揺れ、さらに、本件列車の空気ばねの高さが大きく変動し、2.1.1に記述した乗務員等の口述から、その後に脱線したと推定されること、
- ・2.9及び2.10に記述したように、シミュレーションや実台車加振実験の結果

から本件地震の地震動により本件列車が脱線する可能性があることが確認された こと

から、本件地震による地震動を受けたために脱線したと推定される。

3.3.3 脱線の時刻に関する分析

本件列車が脱線した時刻は、

- ・3.3.2 で分析したように、本件列車は本件地震による地震動を受けたために脱線 したと推定されること、
- ・2.3.5 及び2.3.6 に記述したように、本件列車において本件地震の地震動の影響 による大きな加速度及び空気ばねの高さの大きな変動が観測されていた時間帯は、 おおよそ23時37分05秒~15秒であったこと
- から、23時37分ごろであったと考えられる。

3.3.4 脱線時の速度に関する分析

本件列車の脱線時の速度は、

- ・2.4.1.1(1)に記述したように、本件列車が停止した位置より手前において、脱線によるとみられる痕跡及び脱線後に本件列車が走行したとみられる痕跡はなかったこと、
- ・2.1.2 に記述したように、本件列車は23時35分18秒ごろに停止した後、
 3.3.3 に記述した本件列車が脱線したと考えられる時刻である23時37分ごろにおいて力行はしていないこと
- から、0km/h(停止状態)であったと推定される。

なお、2.1.2 に記述したように、23時37分05.6秒~23時37分17.8 秒の間に1~4km/h 程度の低い速度が断続的に検知されているのは、地震の揺れ や本件列車の脱線の影響等により車輪が回転し、これを列車速度として検知した可 能性があると考えられる。

3.3.5 脱線した位置に関する分析

本件列車は、

- ・2.3.1(4)に記述したように、本件列車の前端部が284k155m付近に停止 し脱線していたこと、
- ・2.4.1.1(1)に記述したように、本件列車が停止した位置より手前において、脱線によるとみられる痕跡及び脱線後に本件列車が走行したとみられる痕跡はなく、
 3.3.4 で分析したように、本件列車は0km/h(停止状態)で脱線したと考えられること

から、本件列車の前端部が284k155m付近にあった位置で脱線したと推定される。

3.3.6 脱線状況に関する分析

2.3.1(4)に記述した事故現場の脱線の状況、2.4.1.1(1)に記述した軌道の痕跡、 及び 2.4.2(2)に記述した逸脱防止ガイド等の痕跡から、本件列車の脱線状況は、 以下のとおりであった。

- (1) 2.3.1(4) ①及び②に記述した内容から、本事故発生後の本件列車の脱線の状況は全17両の輪軸68軸のうち、60軸が脱線し、そのうち10軸が逸脱していた。
- (2) 11両目後台車第1軸は、右に脱線し逸脱はしていない輪軸であったが、 2.4.2(2)①に記述したように、左側の逸脱防止ガイドの外側に擦過痕があり、 2.4.1.1(1)⑥に記述したように、左側のレールの内側頭部側面に擦過痕が あった。また、同軸が脱線した箇所の軌道スラブには、左右の車輪によるも のとみられる打痕が各々3か所ずつ見られ、そのうちの1か所は軌道スラブ の右端に達していたことから、同軸は一旦逸脱し、その後の挙動により逸脱 していない状態に戻った可能性があると考えられる。

なお、軌道スラブの端部の打痕は、2.3.1(2)図2に示すレールのゲージ コーナーから軌道スラブ端部までの寸法(453mm)と、2.3.4(4)図7に 示す車輪の裏リム面から逸脱防止ガイドの外側までの寸法(逸脱防止ガイ ド395mm)が近いことから、車輪が逸脱した際の打痕と考えられる。

(3) 13両目後台車第2軸は、右に脱線し逸脱はしていない輪軸であったが、 2.4.2(2)①に記述したように、左側の逸脱防止ガイドの外側に擦過痕があっ たことから、同軸は一旦逸脱し、その後の挙動により逸脱していない状態に 戻った可能性があると考えられる。

なお、2.4.1.1(1)⑧に記述したように、同軸の左側(脱線した方向と反 対側)のレールの内側頭部側面に擦過痕があり、同軸が脱線した箇所の軌 道スラブに、左右の車輪によるものとみられる打痕が各々1か所ずつ見ら れたものの、付図9Hに示したように、逸脱した場合の車輪の痕跡は軌道 スラブ上には見られなかったことについては、同軸の歯車箱等がレールの 上部と接触することにより、逸脱した際に車輪が軌道スラブまで落下しな かった可能性があると考えられる。

(4) 14両目前台車第2軸は、右に脱線し逸脱していた輪軸であるが、2.4.2(2)
 ①に記述したように、左側の逸脱防止ガイドの内側に擦過痕がなかった。なお、他の逸脱していた輪軸の脱線した方向と反対側の逸脱防止ガイドには、

内側に擦過痕があった。

また、2.4.1.1(1)⑤に記述したように、左側のレールの外側頭部側面に 擦過痕がなく、当該箇所の軌道スラブには、左右の車輪によるものとみら れる打痕が各々1か所ずつ見られ、右側の打痕は軌道スラブの右端に達し ていた。さらに、2.3.4(4)に記述したように、同軸の歯車箱は脱線した方 向(右側)に設置されていた。

以上のことから、14両目前台車第2軸は、脱線時に歯車箱がレール頭部 と接触し、更に軌道面が横方向に移動することにより、途中で車輪が軌道 スラブまで落下しない挙動をとり最終的に逸脱した可能性があると考えら れる。

- (5) 2.3.1(4)⑤に記述したように、右側(上り線側)への脱線による輪軸の 左右移動量が最大であった箇所は12両目後台車第2軸で、移動量は約 1.1mであり、車体の傾き角度は約14°であった。同箇所付近の高架橋 断面と新幹線車両限界から、本件列車は本事故発生後には上り線の車両限界 を支障する位置で停止していたと考えられる。(図34A参照)
- (6) 2.3.1(4)⑤に記述したように、左側(線路外側)への脱線による輪軸の 左右移動量が最大であった箇所は1両目前台車第1軸で、移動量は約0.7 mであった。同箇所付近の高架橋断面の設計寸法と新幹線の車両限界を考慮 すると、本件列車は高架橋端部まで約1.5mの位置で停止していたと考え られる。(図34B参照)



図34 脱線による左右移動量

3.3.7 排障器取付腕が設置された輪軸の脱線及び逸脱状況に関する分析

2.3.1(4)⑥及び⑦に記述した本事故発生後の本件列車の脱線の状況、並びに 3.3.6(2)及び(3)で分析した車両の挙動から、'一旦は逸脱して、その後逸脱して いない状態に戻った軸'を逸脱したものとした場合、本件列車の脱線の状況は、以 下のとおりであった可能性があると考えられる。

◆逸脱防止ガイドが設置されている輪軸62軸のうち、

- ・脱線しなかったものが8軸(13%)
- ・脱線し逸脱していなかったものが45軸(73%[83%])
- ・脱線し逸脱していたものが9軸(15%[17%])
- ◆排障器取付腕が設置されている輪軸6軸のうち、
 - ・脱線しなかったものが0軸(0%)
 - ・脱線し逸脱していなかったものが3軸(50%)
 - ・脱線し逸脱していたものが3軸(50%)
- ※ 割合は小数点以下を四捨五入したもの、〔〕内の数値は脱線しなかった輪軸 を除いた場合の割合を示す。

これによると、逸脱防止ガイドが設置されている輪軸と比較して排障器取付腕が 設置されている輪軸は、母数が少なく統計的な評価は難しいものの、脱線し逸脱し た輪軸の割合が多かった。

その原因としては、2.3.4(4)に記述したように、排障器取付腕のレールに掛か る部分の寸法が逸脱防止ガイドと比較して小さく(逸脱防止ガイドが242mm に 対して、排障器取付腕は116mm)、また、レール頭頂面からの離れも大きい(逸 脱防止ガイドが100mm に対して、排障器取付腕は138mm)ため、脱線した場 合に、排障器取付腕は逸脱防止ガイドと比較してレールに掛かりにくくなっている ことが関与している可能性があると考えられる。

排障器取付腕が設置されている輪軸には列車の先頭軸も含まれる。列車の先頭軸 は連結車両による拘束を受けないことから、走行中に脱線し逸脱すると、大きく逸 脱して被害が拡大する可能性が考えられる。このため、排障器取付腕が設置されて いる輪軸についても、今後十分な検討を行い、逸脱を極力させない有効な対策を実 施することが望ましい。

(附属資料4 逸脱防止ガイド等の寸法についての分析(詳細) 参照)

- 3.3.8 脱線及び逸脱のメカニズムに関する分析
 - (1) 脱線メカニズム

2.9.2.2 に記述した車両の挙動シミュレーションの結果から、本事故における脱線のメカニズムは以下のとおりであったと考えられる。

 1.0~1.3Hz 程度の周波数で線路直角方向の強い揺れが軌道面にて 発生

- ② 中心ピン・左右動ストッパ間に衝撃的な接触力が作用し、車体のロー リングが発生
- ③ 片側の空気ばね部に車体から台車枠に大きな押し下げ力が作用し、反 対側の車輪がレール面から上昇
- ④ 車輪が上昇した際に、中心ピン・左右動ストッパ間に作用する著大な接触力、又は軌道面の急激な左右変位により車輪がレールを乗り越えて脱線以上から、脱線発生の要因としては、「地震動による軌道面の強い揺れ」と「軌道面の強い揺れに伴う車体のローリング」が挙げられ、脱線形態はロッキング脱線*38であったと考えられる。また、車体のローリングに伴い空気ばねが過大な変形により空気抜けの状態となったことが脱線を助長したと考えられる。
- (2) 逸脱メカニズム

2.9.3.2 に記述した脱線後に逸脱するまでの車両挙動シミュレーションの 結果から、図27及び図28で示した逸脱防止ガイドが設置された輪軸及 び排障器取付腕が設置された輪軸の逸脱メカニズムにおいては、いずれも 脱線直後に歯車箱又は主電動機がレール頭頂面に落下する位置まで輪軸が 横移動した場合に、逸脱に至る可能性が高くなると考えられる。

逸脱防止ガイドが設置された輪軸においては、脱線直後に歯車箱又は主電 動機がレール頭頂面に落下する位置まで輪軸が横移動しなければ、図35 に示すように歯車箱又は主電動機とレール側面の接触により輪軸の横移動を 制限する逸脱防止効果が発揮され、逸脱が発生しにくくなると考えられる。



図35 逸脱防止ガイドが設置された輪軸における歯車箱又は主電動機の 逸脱防止効果

ここで、逸脱防止ガイド、歯車箱又は主電動機とレールの位置関係から、

^{*38 「}ロッキング脱線」とは、地震などで軌道が上下左右に振動する場合に、輪軸が激しい左右の振動とともに ロール方向に振動する状態で脱線することをいう。具体的には、片側の車輪がレールに接触したまま、他方の 車輪がレールから上方に離れ、その状態でレールに接触している側の車輪がレール上を滑って輪軸が横方向に 移動し、降りてきた車輪のフランジがレール上に乗る、又はレールから外れ脱線する。

レール側面と先に接触するのは歯車箱又は主電動機である。(図35参照) そのため、逸脱防止ガイド側面とレール側面間での接触痕が確認された軸 については、歯車箱又は主電動機がレール頭頂面に落下する位置まで輪軸 が移動していたことを意味しており、逸脱防止ガイドによる輪軸の横移動 を制限する効果が発揮されなければ逸脱に至っていた可能性が高い軸、す なわち、逸脱防止ガイドにより逸脱が防止された可能性が高い軸であると 言える。

なお、排障器取付腕が設置された輪軸においては、排障器取付腕、歯車箱 又は主電動機とレールとの位置関係から、レール側面と先に接触するのは 排障器取付腕であり(図36参照)、歯車箱又は主電動機とレール側面との 接触により逸脱防止効果が発揮されるのは、図37に示すように排障器取 付腕がレール頭頂面と接触する位置まで移動した後となる。



図36 排障器取付腕が設置された輪軸における排障器取付腕、歯車箱、 主電動機及びレールの位置関係



図37 排障器取付腕が設置された輪軸における歯車箱又は主電動機の逸脱防止

(3) 実台車加振実験結果からの考察

2.10.4 に記述した実台車加振実験結果から、今回実験に使用した台車の 空気ばねにおいては空気ばね上下変位が200mm 程度になると空気抜けが 発生し得ると考えられる。

また、空気ばねの空気抜けにより排気状態になると、空気ばねの減衰力が

失われ、空気ばね部において車体(空気ばね上面板)が台車(積層ゴム上面)に衝突するため、著大な上下力が作用して反対側の車輪が浮き上がるようになることから、空気ばねの空気抜けにより、地震時に脱線が発生しやすくなると考えられる。

なお、振動台での台車加振実験では試験体の構造上、逸脱までを試験する ことはできなかったが、主要動後半は主要動前半よりも揺れが大きいため、 主要動前半で脱線した場合、主要動後半で逸脱に至る可能性はあると考え られる。

また、仮に車両が走行していた場合には、車輪がレールに対して左右に動 きやすくなるものの、横動遊間*³⁹は7mm 程度であり、地震時の軌道面の振 動振幅(200~300mm 程度)に比べ相対的に小さいこと、地震時車両 挙動に大きな影響を及ぼすのは台車-車体間のばね系であることから、車 両が停止している場合と比較して、脱線に至るまでの車両挙動に大きな違 いはないと考えられる。

- 3.3.9 脱線及び逸脱に至る過程に関する分析
 - (1) 輪軸の挙動パターンの分類

3.3.6 に記述した脱線状況に関する分析から、本事故発生時における本件 列車の各輪軸の挙動は、以下のパターンに分類されると考えられる。

◆パターンI:逸脱防止ガイドが設置されている輪軸の挙動

- I-1: 脱線し、逸脱防止ガイドが機能し逸脱はしていない。
- I-2: 脱線し、逸脱防止ガイドが一旦機能したが最終的に逸脱した。
- I-3:脱線し、逸脱防止ガイドが機能せず逸脱した。
- I-4: 脱線し、逸脱したが戻り最終的に逸脱していない。
- I-5: 脱線していない。
- ◆パターンⅡ:排障器取付腕が設置されている輪軸の挙動
 - Ⅱ-1:脱線し、排障器取付腕が機能し逸脱はしていない。
 - Ⅱ-2:脱線し、排障器取付腕がレール上に載っていたが、
 逸脱はしていない。
 - Ⅱ-3:脱線し、排障器取付腕が一旦レール上に載ったが、
 機能せず逸脱した。

各パターンに該当する輪軸の概要をまとめると表11のとおりである。

^{*39 「}横動遊間」とは、車輪フランジとレール側面との隙間をいう。

_ <u>Z9編成</u>																					
]	車両	Ī		歯 脱線及び逸脱 デ車 空		逸脱		車両			歯 デ車			空	脱線及び逸脱						
両目	台車	輪軸	M・ T車	ィスク配置	ガイド 此防止	⁵ 逸服	パターン	両目	台車	輪軸	M ・ T 車	ィスク配置	ガイド 此防止	取排 付障 腕器	一気ぱね損傷	方向	状態	パターン			
	前	1		左左	0	0	•	左左	<u>逸脱</u> 渔船	<u>∏</u> –3		前	1		右	0	0	•	右左	脱線	<u>I</u> −2
1	後	1	м	左	0			右	脱線	I -1	8	後	1	Т	左右	0		•	右	脱線	I -1
	k V	2		右	0		•	左	<u>脱線</u> 脱線	I -1 I -1		*	2		左左	0		-	右	<u>脱線</u> なし	I -1 I -5
2	刖	2	т	左	0		•	左	脱線	I -1	9	刖	2	м	右	0			+	なし	I -5
	後	2		左	0			左左	脱線	I -1		後	2		左右	0			左左	脱線	I -1
	前	1		左左	0		•	左左	脱線	I -1		前	1		左左	0		•	左左	脱線	I -1 I -1
3	後	1	М	左	0			左	脱線	I –1	10	後	1	М	左	Õ			4	なし	I -5
	4	2		左	0		•	左右	脱線	I -1 I -1			2		左	0			右	<u>なし</u> 脱線	I -5 I -1
4	刖	2	м	一右	0			右	脱線	I -1	11	刖	2	м	右	0			右	脱線	I -1
	後	2		左右	0			右右	<u> </u>	I -1 I -1		後	2		左右	0		•	右右	^{脱線}	I -4 I -1
	前	1		左(なしたし	I -5		前	1		左左	00		•	右左	<u>逸脱</u> 海照	I -2
5	後	1	м	左	0				なし	I -5	12	後	1	М	左	õ		•	右	逸脱	I -2
	~	2		右	0			左	<u>なし</u> 脱線	I -5 I -1		×	2		左		0	-	右右	<u>逸脱</u> 逸脱	<u>Π-3</u>
6	前	2 T	т	左〇	•	右	脱線	兑線 I -1 13	13 13 1	2	м	右	0		•	右	逸脱	I -2			
	後	1		<u>石</u> 左	0			石右	<u> 脱線</u>	I -1 I -1		後	1		<u>左</u> 右	0		•	石右	<u>脱線</u> 脱線 [※]	I -1 I -4
	前	1		左	0			左	脱線	I -1		前	1		左	0		•	右	逸脱	I -2
7	從	2 1	м	左	0			石右	脱線	I -1	14	從	2 1	М	左	0			石	脱線	I -3 I -1
	夜	2		右		0	•	左	脱線	∏-1		1友	2		右左	0			右	脱線	I -1
X	1両	ī目í	後台	車第	[1軸	、13同	5日1	发台国	車第2輌	ŧ	15	前	2	м	右	ŏ			左	脱線	I -1
15	t	-旦	逸朋	悦した	_可肯	能性カ	ある	ると考	えられ	る。		後	1		左右	0			左左	脱線	I -1 I -1
●:損傷があった箇所(付図12参照)							前	1	-	左	0		•	右	脱線	I -1					
※ 祝緑後の 単 向調査により 損傷が認められた 箇所 であり、 空気抜けの 状態となっている 箇所と一致							16	14	2	м	左	0			石右	<u> </u>	I -1 I -1				
するものではない。								1夜	2		右	0			右	脱線	I -1				
						17 E	前	2	-	左	0		•	石右	<u></u>	I -1					
						後	1	'	左	0	0	•	右左	脱線	I-1 Π-2						
													∠		<u> </u>				<u>́</u> Ц	11 LUNK	<u>ш</u> 2

表11 本件列車の各輪軸の挙動パターン

(2) 輪軸の挙動の分析

(1)に記述した各パターンについて、3.3.6 に記述した脱線状況に関する 分析、2.9に記述した数値シミュレーションに関する情報及び2.10に 記述した実台車加振実験に関する情報から、脱線及び逸脱した際の輪軸の 挙動について分析した結果は、以下のとおりである。

- ① I-1、Ⅱ-1及びⅡ-2(脱線し逸脱していない輪軸)
 - 脱線するまでの挙動としては、本件地震の地震動による軌道面の強い揺 れにより、車体のローリングが発生したことにより、左又は右車輪が上昇 し、レールを乗り越えて脱線(ロッキング脱線)に至ったと考えられる。 その際、車体のローリングに伴って空気ばねが過大な変形により空気抜け の状態となった台車では、空気ばねの空気抜けにより更に脱線が助長され たと考えられる。

Ⅰ-1 及びⅡ-1 に関しては、脱線後に逸脱防止ガイド又は排障器取付腕
 と車輪の間にレールが挟まったことで逸脱を防止したと考えられる。また、
 Ⅱ-2 に関しては、脱線時の左右移動により排障器取付腕がレール上に落
 下したものと考えられる。

- ② I-2(脱線し、逸脱防止ガイドが一旦機能したが最終的に逸脱した輪軸) 脱線するまでの挙動は、上記①と同様である。脱線後の挙動として、逸 脱防止ガイドが一旦機能したが最終的に逸脱したことは、脱線後に継続し た地震動により逸脱を防止していた逸脱防止ガイドがレールを乗り越えて 外れた箇所があったことによる可能性があると考えられる。付図16①に 歯車箱側に脱線したパターン及び歯車箱と反対側(以下「反歯車箱側」と いう。)に脱線したパターンに分けて脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ を示す。
- ③ Ⅱ-3(脱線し、排障器取付腕が一旦レール上に載ったが機能せず逸脱 した輪軸)

脱線するまでの挙動は、上記①と同様である。脱線後の挙動として、脱 線した方向と反対側の排障器取付腕がレール上に落下した後に上記②と同 様の挙動があったものと考えられる。付図16②に歯車箱側に脱線したパ ターン及び反歯車箱側に脱線したパターンに分けて脱線及び逸脱時の車両 挙動イメージを示す。

- ④ I-3(脱線し、逸脱防止ガイドが機能せず逸脱した輪軸)
- 脱線するまでの挙動は、上記①と同様である。ただし、脱線時に歯車箱 がレール頭部と接触し、更に軌道面が横方向に移動することにより、途中 で車輪が軌道スラブまで落下しない挙動をとり、最終的に逸脱した可能性 があると考えられる。本パターンは、歯車箱側に脱線したパターンのみで あった。脱線及び逸脱時の車両挙動イメージを付図16③に示す。
- ⑤ I-4(脱線し、逸脱したが戻り最終的に逸脱していない輪軸) 脱線するまでの挙動は、上記①と同様である。歯車箱側への脱線に関し

ては、歯車箱がレール頭部に接触した状態で逸脱防止ガイドがレールを乗 り越え逸脱し、その後の挙動により逸脱していない状態に戻った可能性が あると考えられる。また、反歯車箱側への脱線に関しては、逸脱後に逸脱 防止ガイド外側面とレールが接触し、その後の挙動により逸脱していない 状態に戻った可能性があると考えられる。付図16④に歯車箱側に脱線し たパターン及び反歯車箱側に脱線したパターンに分けて脱線及び逸脱時の 車両挙動イメージを示す。

上記②~⑤の分析結果から、一部の輪軸において逸脱防止ガイド等がレー ルから外れ逸脱したことについては、脱線後に継続した地震動により、逸 脱を防止していた逸脱防止ガイドがレールを乗り越えたこと、又は脱線時 にレール上に落下した排障器取付腕や歯車箱が横移動したことによる可能 性があると考えられる。

なお、本事故における脱線時の速度は、3.3.4 に記述したように、速度0 km/h(停止状態)であったと推定されるが、仮に速度が高かった場合にお いても、3.3.8(3)で記述したように、脱線に至るまでの車両挙動の状況は 大きくは変わらないものと考えられる。

(付図16 脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ 参照)

- 3.4 鉄道施設及び車両の損傷等に関する分析
- 3.4.1 鉄道施設の損傷
 - (1) 軌道

2.4.1.1(1)に記述したスラブ面、レール及びレール締結装置等に認められる損傷は、2.3.2(2)で記述したように、本事故発生前直近の検査結果に 異常は認められなかったことから、本事故により脱線した輪軸等によるものと推定される。

また、2.4.1.1(2)に記述したように、本事故発生前後の通り変位及び軌 間変位に変化があり、本事故発生後に大きくなっている傾向が見られたこ とについては、

- ・2.9.1 に記述した軌道面波形の推定結果から、本件列車が停止していた範囲の構造物では本件地震による強い地震動が発生していたと考えられること、
- ・2.10.4(付図14)に記述した実台車加振実験結果から、本事故発生時 には各車輪・レール間で大きな横圧が発生していたと考えられること

から、本件地震発生時の構造物の挙動及び本件列車脱線時の車両挙動の影響により、レールと軌道スラブの間でずれが生じること等により発生した

可能性があると考えられる。

なお、本事故発生後においても列車脱線に直接影響する軌道変位の発生は なかったことから、本事故発生時における軌道変位は本事故における列車 脱線の直接の因子ではなかったと考えられる。

(2) 構造物

2.4.1.2 に記述した高架橋、橋りょう及び電路設備に認められた損傷は、 2.3.2(2)及び(3)で記述したように、本事故発生前直近の検査結果に異常は 認められなかったことから、本件地震の地震動によるものと推定される。

2.4.1.2(1)に記述したように、高架橋及び橋りょうにおいて、列車脱線 に直接影響する軌道面の大きな沈下や構造物境界における不同変位が残存 している状況はなかった。

軌道面の大きな沈下がなかったことについては、高架橋の中層梁にひび割 れや剝落等があったものの、損傷は限定的であり、柱の破壊等により桁が 大きく沈下したり傾斜したりすることがなかったためと考えられる。

なお、高架橋の損傷のうち中層梁のひび割れ・剝落は、せん断ひび割れに よるものと考えられ、地震動による構造物の動的挙動に影響することが考 えられるが、JR東日本が本件列車を対象に行った中層梁のせん断ひび割 れがなかった場合におけるシミュレーション結果(2.9に記述した数値シ ミュレーションと同等の手法による)では、その影響はそれほど大きくな いとされていることから、中層梁のせん断ひび割れが地震動による構造物 の動的挙動に与える影響は小さいと考えられる。

また、地震動発生時に、高架橋の振動により、ある程度の不同変位が発生 していたと考えられるが、それらは地震動発生後に残存することはなかっ たこと、3.3.4 に記述したように、本事故発生時、本件列車が停止状態で あったことから、高架橋の不同変位は脱線に影響を及ぼさなかったと考え られる。

以上から、高架橋及び橋りょうの損傷は、本事故における列車脱線の直接 の因子ではなかったと考えられる。

3.4.2 車両の損傷

2.4.2 に記述した車両の損傷及び痕跡は、2.3.4(2)で記述したように、本事故発 生前直近の検査結果に異常は認められなかったことから、本事故により本件列車が 脱線したことによるものと推定される。 3.4.3 乗降ドアの異常開閉

2.4.3(2)に記述したように、本事故発生時、本件列車の一部の乗降ドアにおいて、乗務員等が車掌スイッチを操作していない状況で開閉する異常開閉が見られた。 異常開閉が発生した経緯及び原因は以下のとおりである。

- (1) 乗降ドアの開扉について
 本件列車の一部の乗降ドアが異常に開扉したことについては、
 2.4.2(2)のに記述したように 開屋した時刻は 恵体が大きく振
 - ・2.4.3(2)①に記述したように、開扉した時刻は、車体が大きく振動し、 脱線した時間帯と一致していること、
 - ・2.4.3(2) ② c に記述したように、Z 9 編成(E 6 系)の戸閉め保安リ レーは動作していなかったこと

から、乗降ドア開閉リレーが振動・衝撃で誤動作し開扉に至り、さらに、 同リレーが自己保持回路を有していたため開扉が継続した可能性があると 考えられる。

乗降ドアの開扉が3両目及び7両目のみ、すなわちZ9編成(E6系)の みであったことについては、H2編成(H5系)において乗降ドア開閉リ レーの誤動作が発生しなかった、又は乗降ドア開閉リレーの誤動作は発生 したが、そのタイミングが 2.4.3(2)②cに記述した、H2編成(H5系) の戸閉め保安リレーが動作した時間と重なったため開扉に至らなかった可 能性があると考えられる。

さらに、本件列車が本件地震の影響を受けたときは、停止状態(速度0 km/h)であったにもかかわらず、H2編成(H5系)の戸閉め保安リレー が動作したことについては、本件地震の激しい振動及び本件列車が脱線し た時の衝撃の影響等により戸閉め保安リレーが誤動作したか、又は車輪が 回転し、H2編成(H5系)ではこれを5km/h 以上の列車速度として検知 した可能性があると考えられる。

なお、2.4.3(2)①に記述したように、乗降ドアの開扉時に、車内防犯カ メラの記録が一時停止していたことは、地震による振動等により防犯カメ ラの記録媒体の保護動作が働き記録されていなかった等の理由によると考 えられる。

(2) 乗降ドアの閉扉について

開扉していた乗降ドアが閉扉したのは、

・2.4.3(1)に記述したように、本件列車の乗降ドアは、乗降ドア開閉リ レーの誤動作により乗降ドアが開扉している状況において運転席にあるブ レーキハンドルを抜取位置にした場合、乗降ドア開閉リレーが復旧し、開
扉していたドアは閉じること、

- ・2.4.3(2)③に記述したように、本件運転士がブレーキハンドルを抜取位置にし、その後、非常位置に戻す操作を行った時刻(00時07分05秒ごろ)は、車内防犯カメラ記録により確認できる閉扉した時間帯(00時
- 06分00秒ごろから00時08分09秒ごろの間)に含まれること から、00時07分05秒ごろ本件運転士がブレーキハンドルを抜取位置 にする操作を行ったことで、乗降ドア開閉リレーが復旧したことによるも のと考えられる。

なお、2.4.3(2)③に記述したように、乗降ドアの閉扉時に車内防犯カメ ラ及び運転状況記録装置の記録が一時停止していたことは、同時間帯に運 転席にあるブレーキハンドルを抜取位置にし、再投入したことで、車両の 電源が断たれた後に再起動したことによるものと考えられる。

- (3) 乗降ドアが走行中に異常開閉する可能性について
 - 3.3.4 で分析したように、本件列車の脱線時の速度は0km/h(停止状態) であり、乗降ドアが開扉した時も速度5km/h 未満で戸閉め保安装置が動作 していない状態であったと考えられる。ここで、仮に速度5km/h 以上で走 行している状態で戸閉め保安装置が動作している時に同等の地震による振 動及び脱線による衝撃を受けた場合を想定すると、乗降ドア開閉リレーが 車掌スイッチを取り扱っていないにもかかわらず動作し、かつ戸閉め保安 リレーも同時に動作しないことで開扉する可能性は否定できないが、
 - ・同時に二つのスイッチの誤動作が発生する可能性は低いこと、
 - ・戸閉め保安リレーは自己保持回路を有していないため、仮に一時的に動作しなかったとしても、その状態が継続することはないと考えられることから、速度5km/h以上で走行している状態で乗降ドアが異常開閉する可能性は低いと考えられる。
- (4) 乗降ドアの異常開閉に関する乗務員等の対応について

2.1.1(2)に記述したように、本件地震発生後に乗降ドアの異常開閉を発 見した乗務員等は、旅客指令に連絡後、車内放送による乗客への注意喚起、 車外に転落した乗客がいないかの確認、巡回等による看視を行っている。

これらの対応については、駅間で列車が停止している状態において乗降 ドアが異常に開扉した場合の対応として適切であったと考えられる。

(5) 乗降ドアの異常開閉に関する対策について

乗降ドアの異常開閉に関しては、上記(3)でも分析したように速度が高い 状態で開閉する可能性は低いと考えられるが、停止中又は極低速走行中に 地震動により脱線し開扉した場合においても、乗客の転落等の可能性が懸 念される。

よって、JR東日本は、停止中又は極低速走行中に地震動により脱線した 場合に乗降ドアの異常開閉が発生する可能性があることを考慮し、駅間で 乗降ドアが異常開扉した場合の対応に引き続き留意することが望ましい。

3.5 新幹線早期地震検知システムの動作に関する分析

2.8.2 に記述したように、本件列車は1回目地震発生時に新幹線早期地震検知シス テムによって停電検知ブレーキが動作して停止したと推定される。なお、新白石SP の地震計が地震動を検知してから、本件列車の停電検知ブレーキが動作するまでの時 間は約3.1秒、停止するまでの時間は約35.1秒であったと考えられる。

また、2.8.3 に記述したように、本件列車以外に東北新幹線を走行していた4本の 列車は、新幹線早期地震検知システムによって停電検知ブレーキが動作して停止した と推定され、脱線等の被害はなかった。

これらのことから、本事故発生時において新幹線早期地震検知システムは正常に動作したものと考えられ、被害発生及び被害拡大の防止に一定の効果を発揮したものと考えられる。

3.6 負傷者に関する分析

2.2.2 に記述したように、本件列車に乗車していた乗客75名及び乗務員5名のうち、乗客6名が軽傷を負い、負傷者6名のうち、3名が11両目に、1名が12両目に、2名が14両目に乗車していた。

11両目、12両目及び14両目については、いずれも脱線又は脱線・逸脱が発生 していた車両であり、

- ・2.3.5 及び 2.10.4(1)に記述したように、本事故発生時に客室内で非常に大きな加 速度が発生していたと推定されること、
- ・2.3.1(4)⑤に記述したように、12両目は車体傾斜が大きかったこと、
- ・2.1.1(4)に記述したように、負傷した乗客は、いずれも着席した状態から、本事 故発生時の揺れや座席の回転等により体の一部を車内設備に打ち付けたり、ひねっ たりして負傷したと口述していること

から、本事故による負傷者は、本件地震の地震動及び本件列車の脱線による振動並び にその振動等により体勢を崩し車内設備に衝突したこと等により負傷したと考えられ る。

なお、11両目、12両目及び14両目で負傷者が発生したことについては、上記の要因に加え、2.2.1 に記述したように、それらの車両の乗客数が比較的多かったことも影響していると考えられる。

3.7 再発防止及び被害軽減に関する分析

高速走行を前提とする新幹線列車は、脱線事故が発生し、更に逸脱が生じた場合は、 大きな被害が発生することが想定されることから、脱線・逸脱防止対策による安全性 の確保は最大限行われるべきであり、今回の事象を踏まえた新幹線列車の脱線・逸脱 防止対策の更なる高機能化について検討を行い、実施していくことが必要である。

よって、2.11.2 に記述した平成16年に発生した新潟県中越地震による上越新幹線の脱線事故以降に実施している対策を踏襲し、さらに、本事故の教訓を踏まえた以下の対策を進めていくことが望ましい。

(1) 構造物の耐震対策

構造物の耐震対策については、3.4.1(2)に記述したように、本事故発生時 における本件列車停止位置付近では、高架橋の中層梁のせん断ひび割れが発 生したが、構造物の動的挙動への影響は小さく、列車脱線に直接影響する損 傷はなかったと考えられる。今後においても、新幹線区間等における構造物 の耐震対策を推進していくとともに、より適切な対策を実施するための研究 や技術開発を進めていくことが望ましい。

(2) 早期地震検知システムの充実

早期地震検知システムは、3.5に記述したように、本件列車は1回目地震 発生時に新幹線早期地震検知システムによって停電検知ブレーキが動作して 停止したと考えられ、正常に動作したものと考えられる。

地震発生時においては、列車が逸脱した場合等の被害は、速度が高いほど 大きくなる可能性があると考えられるため、この観点からも早期地震検知シ ステムをより充実させていくことが望ましい。

新幹線早期地震検知システムは、これまでも、より早期に的確に新幹線を 停止させるシステムを目指し性能向上を行ってきたが、今後も継続して行っ ていくことが望ましい。

(3) 脱線·逸脱防止対策

脱線・逸脱防止対策については、3.3.6 に記述したように、本事故において、 多くの逸脱防止ガイド等が機能して車両が軌道から大きく逸脱することを防 いでいたものの、一部は想定された機能が発揮されず逸脱が発生していた。 また、3.3.7 に記述したように、排障器取付腕が設置されている輪軸は、逸脱 防止ガイドが設置されている輪軸と比較して、脱線し逸脱した輪軸の割合が 多かった。

排障器取付腕が設置されている輪軸は、列車の先頭軸も含まれ、走行中に 脱線し逸脱すると、前方車両との拘束がないことから、大きく逸脱し被害が 拡大する可能性があるため、今後十分な検討を行い、逸脱を極力させない有 効な対策を実施することが望ましい。

また、3.3.8(1)に記述したように、本事故は高架橋等の構造物上の列車が 軌道面の強い揺れにより脱線・逸脱したものであり、車両や構造物の改良に よる振動抑制対策が脱線・逸脱防止に有効な対策であると考えられる。

さらに、3.4.1(2)に記述したように、本事故発生時における本件列車停止 位置付近では、列車脱線に直接影響するものではなかったが、地震動発生時 に、高架橋の振動により、ある程度の不同変位が発生していたと考えられる。 不同変位を抑制することは、走行中の列車に対する脱線対策として有効であ ると考えられる。

そのため、今後の課題として、これらを実施するための検討及び研究や技 術開発を進めていくことが望ましい。

(附属資料5 新幹線の地震対策に関する考え方について 参照)

4 結 論

4.1 分析の要約

本事故における分析結果をまとめると、以下のとおりである。

- (1) 本事故発生前の鉄道施設、車両等に関する分析 本事故の原因となる鉄道施設及び車両の異常、並びに運転取扱いの誤りは なかったと推定される。(3.1)*40
- (2) 気象に関する分析
 気象に関しては、脱線に直接関与するような状況ではなかったものと考え
 られる。(3.2)
- (3) 脱線に関する分析
 - ① 停電検知ブレーキの動作に関する分析

本件列車は、1回目地震により新幹線早期地震検知システムが作動したこ とによる停電を検知して停電検知ブレーキが自動的に動作し、23時34 分46秒ごろに速度約154km/h から減速を開始したと推定される。また、 本件列車の速度が0km/h となった時刻は、23時35分18秒ごろであっ たと考えられる。(3.3.1)

② 脱線の原因に関する分析

本事故発生前に鉄道施設、車両及び運転取扱いに問題はなかったと推定さ *40 本項の各文章末尾に記載した数字は、当該記述に関する「3 分析」の項目番号を示す。 れること、本件列車は本件地震が発生している時間帯において上下左右に 大きく揺れ、さらに、本件列車の空気ばねの高さが大きく変動し、その後 に脱線していることを乗務員等が確認していること、シミュレーションや 実台車加振実験の結果から本件地震の地震動により本件列車が脱線する可 能性があることから、本件列車は本件地震による地震動を受けたために脱 線したと推定される。(3.3.2)

③ 脱線の時刻に関する分析

本件列車が脱線した時刻は、23時37分ごろであったと考えられる。 (3.3.3)

- ④ 脱線時の速度に関する分析
 本件列車の脱線時の速度は0km/h(停止状態)であったと推定される。
 (3.3.4)
- ⑤ 脱線した位置に関する分析 本件列車は、本件列車の前端部が284k155m付近の位置で脱線した と推定される。(3.3.5)
- ⑥ 脱線状況に関する分析
 - ・本事故発生後の本件列車の脱線状況は、全17両、輪軸68軸のうち、
 60軸が脱線し、そのうち10軸が逸脱していた。
 - ・11両目後台車第1軸及び13両目後台車第2軸は、一旦逸脱し、その後の挙動により逸脱していない状態に戻った可能性があると考えられる。
 よって、逸脱した輪軸は12軸であった可能性があると考えられる。
 - ・14両目前台車第2軸は、脱線時に歯車箱がレール頭部と接触し、更に 軌道面が横方向に移動することにより、途中で車輪が軌道スラブまで落下 しない挙動をとり最終的に逸脱した可能性があると考えられる。
 - ・右側(上り線側)への脱線による輪軸の左右移動量が最大であった箇所は、上り線の車両限界を支障する位置で停止していたと考えられる。
 - ・左側(線路外側)への脱線による輪軸の左右移動量が最大であった箇所 は、高架橋端部まで約1.5mの位置で停止していたと考えられる。 (3.3.6)
- ⑦ 排障器取付腕が設置された輪軸の脱線及び逸脱状況に関する分析 逸脱防止ガイドが設置されている輪軸と比較して排障器取付腕が設置され ている輪軸は、母数が少なく統計的な評価ができるものではないものの、 脱線し逸脱した輪軸の割合が多かった。

その原因としては、排障器取付腕のレールに掛かる部分の寸法が逸脱防止ガイドと比較して小さく、また、レール頭頂面からの離れも大きいため、

脱線した場合に、排障器取付腕は逸脱防止ガイドと比較してレールに掛かりにくくなっていることが関与している可能性があると考えられる。 (3.3.7)

- ⑧ 脱線及び逸脱のメカニズムに関する分析
 - ・脱線発生の要因としては、「地震動による軌道面の強い揺れ」と「軌道面の強い揺れに伴う車体のローリング」が挙げられ、車体のローリングに伴い空気ばねが過大な変形により空気抜けの状態となったことが脱線を助長したと考えられる。なお、実台車加振実験結果から、空気ばね上下変位が200mm程度になると空気抜けが発生し得ると考えられる。
 - ・脱線直後に歯車箱又は主電動機がレール頭頂面に落下する位置まで輪軸 が横移動した場合に、逸脱に至る可能性が高くなると考えられる。
 (3.3.8)
- ⑨ 脱線及び逸脱に至る過程に関する分析

本事故発生時における本件列車の各輪軸の挙動は、以下のパターンに分類 されると考えられる。

- パターン I: 逸脱防止ガイドが設置されている輪軸の挙動
 - I-1: 脱線し、逸脱防止ガイドが機能し逸脱はしていない。
 - I-2: 脱線し、逸脱防止ガイドが一旦機能したが最終的に逸脱した。
 - I-3: 脱線し、逸脱防止ガイドが機能せず逸脱した。
 - I-4: 脱線し、逸脱したが戻り最終的に逸脱していない。
 - I-5: 脱線していない。
- パターンⅡ:排障器取付腕が設置されている輪軸の挙動
 - Ⅱ-1:脱線し、排障器取付腕が機能し逸脱はしていない。
 - Ⅱ-2:脱線し、排障器取付腕がレール上に載っていたが逸脱はしていない。
 - Ⅱ-3:脱線し、排障器取付腕が一旦レール上に載ったが機能せず逸 脱した。

また、脱線及び逸脱した際の輪軸の挙動について分析した結果は、以下の とおりである。

各輪軸の脱線するまでの挙動としては、本件地震の地震動による軌道面の 強い揺れにより、車体のローリングが発生したことにより、左又は右車輪 が上昇し、レールを乗り越えて脱線(ロッキング脱線)に至ったと考えら れる。さらに、車体のローリングに伴う空気ばねの空気抜けが脱線を助長 したと考えられる。 ・ I-1、 II-1 及び II-2

I-1 及びⅡ-1 に関しては、脱線後に逸脱防止ガイド又は排障器取付腕
 と車輪の間にレールが挟まったことで逸脱を防止したと考えられる。また、
 Ⅲ-2 に関しては、脱線時の左右移動により排障器取付腕がレール上に落
 下したものと考えられる。

• I -2

脱線後の挙動として、脱線後に継続した地震動により逸脱を防止してい た逸脱防止ガイドがレールを乗り越えて外れた箇所があったことによる可 能性があると考えられる。

• **∏**-3

脱線後の挙動として、脱線した方向と反対側の排障器取付腕がレール上 に落下した後に上記(I-2)と同様の挙動があったものと考えられる。

• I -3

脱線時に歯車箱がレール頭部と接触し、更に軌道面が横方向に移動する ことにより、途中で車輪が軌道スラブまで落下しない挙動をとり、最終的 に逸脱した可能性があると考えられる。

• I -4

歯車箱側への脱線に関しては、歯車箱がレール頭部に接触した状態で逸 脱防止ガイドがレールを乗り越え逸脱し、その後の挙動により逸脱してい ない状態に戻った可能性があると考えられる。反歯車箱側への脱線に関し ては、逸脱後に逸脱防止ガイド外側面とレールが接触し、その後の挙動に より逸脱していない状態に戻った可能性があると考えられる。

一部の輪軸において逸脱防止ガイド等がレールから外れ逸脱している状態 であったことについては、脱線後に継続した地震動により逸脱を防止して いた逸脱防止ガイドがレールを乗り越えて逸脱したこと、又は脱線時に排 障器取付腕や歯車箱がレール上に落下した後に逸脱したことによる可能性 があると考えられる。

なお、今回の脱線は速度0km/h(停止状態)状態での脱線であったが、 仮に速度が高かった場合においても脱線に至るまでの車両挙動の状況は大 きくは変わらないものと考えられる。(3.3.9)

- (4) 鉄道施設及び車両の損傷等に関する分析
 - 鉄道施設の損傷

スラブ面、レール及びレール締結装置等に認められる損傷は、本事故によ り脱線した輪軸等によるものと推定される。高架橋、橋りょう及び電路設 備に認められる損傷は、本件地震の地震動によるものと推定される。 なお、本事故における列車脱線の因子に軌道変位、高架橋及び橋りょうの 損傷は含まれないと考えられる。(3.4.1)

 ② 車両の損傷

車両の損傷及び痕跡は、本事故により本件列車が脱線したことによるもの と推定される。(3.4.2)

(3) 乗降ドアの異常開閉

異常開閉が発生した経緯及び原因は以下のとおりと考えられる。

・乗降ドアの開扉について

本件列車の一部の乗降ドアが異常に開扉したことについては、本件列車 が停止中であったことから戸閉め保安リレーが動作しておらず、乗降ドア 開閉リレーが振動・衝撃で誤動作し開扉に至り、さらに、同リレーが自己 保持回路を有していたため開扉が継続した可能性があると考えられる。

・乗降ドアの閉扉について

開扉していた乗降ドアが閉扉したのは、本件運転士がブレーキハンドル を抜取位置にする操作を行ったことにより、乗降ドア開閉リレーが復旧し たことによるものと考えられる。

・乗降ドアが走行中に異常開閉する可能性について

速度5km/h 以上で走行している状態で乗降ドアが異常開閉する可能性 は低いと考えられる。

・乗降ドアの異常開閉に関する乗務員等の対応について

乗務員等の対応については、駅間で列車が停止している状態において乗 降ドアが異常に開扉した場合の対応として適切であったと考えられる。

・乗降ドアの異常開閉に関する対策について
 停止中又は極低速走行中に地震動により脱線した場合に乗降ドアの異常
 開閉が発生する可能性があることを考慮し、駅間で乗降ドアが異常に開扉

した場合の対応に引き続き留意することが望ましい。(3.4.3)

(5) 新幹線早期地震検知システムの動作に関する分析

新幹線早期地震検知システムは正常に動作したものと考えられ、被害及び 被害拡大の防止に一定の効果を発揮したものと考えられる。(3.5)

(6) 負傷者に関する分析

本事故による負傷者は、本件地震の地震動及び本件列車の脱線による振動 並びにその振動により体勢を崩し車内設備に衝突したこと等により負傷した と考えられる。(3.6) (7) 再発防止及び被害軽減に関する分析

高速走行を前提とする新幹線列車は、脱線事故が発生し、更に逸脱が生じ た場合は、大きな被害が発生することが想定されることから、脱線・逸脱防 止対策による安全性の確保は最大限行われるべきであり、今回の事象を踏ま えた新幹線列車の脱線・逸脱防止対策の更なる高機能化について検討を行い、 実施していくことが必要である。

よって、平成16年に発生した新潟県中越地震による上越新幹線の脱線事 故以降に実施している対策を踏襲し、更に本事故の教訓を踏まえた「構造物 の耐震対策」、「早期地震検知システムの充実」及び「脱線・逸脱防止対策」 を進めていくことが望ましい。

また、車両や構造物の改良による振動抑制対策が脱線・逸脱防止に有効な 対策であると考えられ、さらに、不同変位を抑制することが、走行中の列車 に対する脱線対策として有効であると考えられる。そのため、今後の課題と して、これらを実施するための検討及び研究や技術開発を進めていくことが 望ましい。(3.7)

4.2 原因

本事故は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震のうちの、同 日23時36分33秒ごろ発生した地震の地震動を受けたため、列車が脱線したもの と推定される。

脱線に至る過程としては、地震動による軌道面の強い揺れにより、車体のローリン グが発生したことで、左又は右車輪が上昇し、レールを乗り越えて脱線(ロッキング 脱線)に至ったと考えられる。さらに、車体のローリングに伴い空気ばねが過大な変 形により空気抜けの状態となったことが脱線を助長したと考えられる。

また、一部の輪軸において逸脱防止ガイド又は排障器取付腕がレールから外れ逸脱 している状態であったことについては、脱線後に継続した地震動により逸脱を防止し ていた逸脱防止ガイドがレールを乗り越えて逸脱したこと、又は脱線時に排障器取付 腕や歯車箱がレール上に落下した後に逸脱したことによる可能性があると考えられる。

なお、本事故においては、同地震の約2分前に発生した地震により早期に列車を停止させるシステムが動作して脱線時に列車が停止していたこと、及び多くの逸脱防止 ガイド等が機能して車両が軌道から大きく逸脱することを防いだことが関与し、被害 拡大を防止できたものと考えられる。

5 再発防止策

5.1 必要と考えられる再発防止策

高速走行を前提とする新幹線列車は、脱線事故が発生し、更に逸脱が生じた場合は、 大きな被害が発生することが想定されることから、脱線・逸脱防止対策による安全性 の確保は最大限行われるべきであり、今回の事象を踏まえた新幹線列車の脱線・逸脱 防止対策の更なる高機能化について検討を行い、実施していくことが必要である。

なお、本事故においては、多くの逸脱防止ガイド等が機能して車両が軌道から大き く逸脱することを防いでいたものの、一部は想定された機能が発揮されず逸脱が発生 していた。特に排障器取付腕が設置されている輪軸は、列車の先頭軸も含まれ、走行 中に脱線し逸脱すると、前方車両との拘束がないことから、大きく逸脱し被害が拡大 する可能性があるため、今後十分な検討及び研究や技術開発を行い、逸脱を極力させ ない有効な対策を実施することが望ましい。

さらに、本事故は高架橋等の構造物上の列車が軌道面の強い揺れにより脱線・逸脱 したものであり、車両や構造物の改良による振動抑制対策が有効であると考えられる ため、これらを実施するための検討及び研究や技術開発を進めていくことが望ましい。

5.2 事故後にJR東日本及びJR北海道が講じた措置

JR東日本及びJR北海道は、本事故発生後に地震による列車脱線事故に関する再 発防止策を検討し、従来の対策に加えて、以下の新たな対策に取り組むこととしてい る。

(1) 逸脱防止性能の向上

地震による脱線を完全に防ぐことは困難であるが、脱線後に大きく逸脱す ることを防止するため、一部の箇所で逸脱防止効果を大きくするための改良 を行う。具体的には、列車の先頭軸も含まれ大きく逸脱し被害が拡大する可 能性がある排障器取付腕に関して、レールに掛かる部分の形状を改良し、逸 脱防止ガイドと同じ高さまで延長した構造としてレールに掛かりやすくする ことにより、より逸脱防止性能の向上を図る。(図38参照)



(2) 地震対策左右動ダンパの導入検討

地震によって発生する左右方向の大きな揺れに対して、ダンパに高い減衰 力を発揮させて車体の揺れを抑制し、脱線しにくくすることを目的に、新し い地震対策左右動ダンパを導入することを検討する。(図39参照)



図39 地震対策左右動ダンパ

5.3 事故後に国土交通省が講じた措置

国土交通省鉄道局は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に よる東北新幹線の脱線及び施設被害を踏まえ、構造物等の耐震設計等の技術基準、耐 震補強計画等これまで進めてきた新幹線の地震対策を検証し、国土交通省が取り組む べき方向性を整理するため、学識経験者・研究機関等の有識者による検証委員会を発 足させた。

第1回検証委員会を令和4年5月31日に、第2回検証委員会を令和4年12月 14日に開催し、耐震補強の当面の方針を含む、耐震基準、耐震補強等の検証結果に ついて、令和4年12月14日に「新幹線の地震対策に関する検証委員会ー中間とり まとめー」(https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000044.html)を公表した。

付図1 東北新幹線路線図



東北新幹線 東京駅~新青森駅間 713.7km(複線)

※この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)を使用して作成

付図2 事故現場付近の地形図



[※]この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土Web)を使用して作成

付図3 事故現場略図



勾配

付図4 事故現場の状況



付図6 事故現場付近の構造物

付図7 車体の振動加速度(抜粋)

付図8 空気ばねの内圧及び高さ(抜粋)

付図9 軌道の主な損傷及び痕跡状況(1)

A : 1 両目 前端部

B : 1両目 前台車 第1軸

右

左

C:1両目 前台車 第2軸

D:4両目 後台車 第1軸

付図9 軌道の主な損傷及び痕跡状況(3)

E : 5 両目 後台車 第 1 軸

F:11両目 後台車 第1軸

 b
 b
 b
 b

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

 f
 f
 f
 f

※脱線時に一旦逸脱防止ガイドがレールを乗り越えた後、再度逆に乗り越えた可能性がある。

※全輪軸の内、停止時の左右移動量が最も大きかった輪軸

付図9 軌道の主な損傷及び痕跡状況(4)

H : 13両目 後台車 第2軸

※脱線時に一旦逸脱防止ガイドがレールを乗り越えた後、再度逆に乗り越えた可能性がある。

※ 逸脱防止ガイドがレールに掛かった形跡が見られない。

付図10 本事故発生前後の軌道変位

付図11 構造物等の主な損傷状況(1)

●高架橋の損傷(主なもの)

第7大平高架橋 R3·防音壁(左側) 脱落

284k200m付近

第7大平高架橋 R2・中層梁 ひび割れ・剝落

284k131m付近

付図11 構造物等の主な損傷状況(2)

第6大平高架橋 R2・中層梁 ひび割れ・剝落

284k016m付近

●電路設備の損傷

283k912m付近

ストラクチャ損傷例

283k874m付近

付図12 車両の主な損傷及び痕跡状況(1)

A スノウプラウの損傷

1両目 前端

B 空気ばねの損傷

12両目(後台車右側)

空気ばね外れ

C 主電動機、歯車箱の損傷

1両目(前台車第1軸)

11両目(後台車第1軸)

9両目(後台車第1軸)

擦過痕

歯車箱

D 異常上昇止めの損傷

14両目(後台車)

- E 軸箱ストッパの損傷
- 7両目 前台車第2軸右

- F その他の損傷
 - 8-9両目間 右側 車体間ダンパ

12両目前台車右側 高さ調整弁受け金具

付図12 車両の主な損傷及び痕跡状況(3)

車両の主な損傷箇所

	+	T III		車両の主な損傷箇所(●:損傷があった箇所)								記事
	牛	L (بلا)		スノウ	空気ばね		十司史奏	步士体	異常上昇	軸箱ストッパ		(脱線の方向・
編成	面目	台重	輪軸	プラウ	左	「右	土電勁懱	凿里相	止め	左	右	輪軸の状態)
	1		<u>+та+щ</u>			<u>і</u> н				<u>.</u>	<u>.</u> н	(左)脱線・逸脱
		可	2	•					1 • †			(左)脱線・逸脱 (左)脱線・逸脱
			1									(右)脱線
		(伐	2		•			•	1 • 1			(右)脱線
		<u> </u>	1				装備なし					(左)脱線
	2	刊	2			•						(左)脱線
			1	1			(T車)				(左)脱線	
		位	2	装備なし (先頭台 車以外)								(左)脱線
		**	1					•				(左)脱線
	3	RIJ	2				\bullet					(左)脱線
		必	1									(左)脱線
		12	2									(左)脱線
		出	1									(右)脱線
70		U.H.	2						•			(右)脱線
20	~	後	1									(右)脱線
			2						•			(右)脱線
		前	1						4 4			
	5		2									
		後	1						4 -			
			2		L							
		前					壮供かり					(<u>左)</u> 脫線
1	6	<u> </u>	2			-	装備 (大学)	なしまい	\vdash			(白) (右) 脱線
	-	後		-			(1)	単)				(<u>白)</u> 祝禄
			2					-				(白) <u></u> 祝禄
	7	前		-					┥ ● ト			(<u>左) 脱称</u> (左) 昭綽
			<u> </u>								•	(<u>1)</u> 版称 (士)昭绰
		後	2						4 F			(口) 肬砅 (左) 昭線
	8		1	•								(左) 脱線
		前	2				装備なし					(右)脱線
			1		-		(T)	(T重)				(右)脱線
		(後)	2									(右)脱線
		<u></u>	1									
	9	刖	2						1 F			
		14.	1	1				•				(左)脱線
H2		1夜	2									(左)脱線
	10	盐	1									(左)脱線
		EU	2			•						(左)脱線
		後	1									
		×	2									
	11	前	1						4 • •			(右)脱線
		11.9	2						-			(石)脫線
		後	1			•	•					
			2			-			_			
	12	前		i			—•		- ● - -			(右) 脫線 逸脫
			1			-			+ +			(口) / 版称 · 选版 (古) 胎绅 · 渔船
		後	2	装備なし					┥ ● ┝			(石) / 加林· 远航 (古) 胎線 · 渔船
			1	(先頭台 車以外)				-				
		前	2						┥ ● ŀ			(右)脱線•海盼
	13	14	1			-		Ě				(右)脱線
1		(後	2					ě	1 ● ⊨			(右)脱線
1		<u></u>	1					-				(右)脱線·逸脱
		町	2					•	1 • †		-	(右)脱線·逸脱
	14	14.	1					-				(右)脱線
1		仮	2					•				(右)脱線
	15	新	1									(左)脱線
		UH I	2									(左)脱線
		後	1					•				(左)脱線
		R R	2						-			(左)脱線
	16	前	1									(右)脱線
		- 11-1	2		Ļ	<u> </u>						(右)脱線
		後						-	. ● .			(石)脱線
			2					•				
	17	前		-								(白) 肬禄
			2				T T	T車				(白)
		後										(口) 抗禄 (士) 昭伯
			2									(1)11が

付図13 逸脱防止ガイド等の痕跡

A 逸脱防止ガイドの痕跡

11両目後台車第1軸 左側

13両目後台車第2軸 左側

4両目後台車第1軸 左側

※ 逸脱防止ガイド外側に痕跡が見られる

※ 逸脱防止ガイド内側に痕跡が見られない

13両目 前台車第2軸 左側

例:他の逸脱した輪軸

B 排障器取付腕の痕跡

1両目前台車第1軸 右側

擦過痕あり(少)

擦過痕あり(少)

7両目後台車第2軸 右側

擦過痕なし

12両目後台車第2軸 左側 13両目前台車第1軸 左側

擦過痕あり

8両目前台車第1軸 左側

擦過痕あり

17両目後台車第2軸 左側

擦過痕あり

付図14 実台車加振実験の結果(1)

<u>ケース 1-1:第5大平BL-R2,加振入力倍率0.95倍(主要動前半まで)</u>

付図14 実台車加振実験の結果(2)

<u>ケース 1-2:第5大平BL-R2,加振入力倍率0.95倍,空気ばねの空気抜け(主要動前半まで)</u>

付図14 実台車加振実験の結果(3)

<u>ケース 2-1:農道1号B-T1,加振入力倍率0.74倍</u>

付図14 実台車加振実験の結果(4)

<u>ケース 2-2:農道1号B-T1,加振入力倍率0.82倍</u>

付図15 実台車加振実験結果とシミュレーション結果 (1)

(車体・空気ばね関係)

※sim:シミュレーション結果

付図15 実台車加振実験結果とシミュレーション結果 (2)

ケース1-1 第5大平BL-R2(加振入力倍率0.95倍)(主要動前半まで)

[※]sim:シミュレーション結果

付図16 脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ(1)

- ① I-2(脱線し、逸脱防止ガイドが一旦機能したが最終的に逸脱した輪軸)
 - (a) 歯車箱側への脱線

(b) 反歯車箱側への脱線

付図16 脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ(3)

② Ⅱ-3(脱線し、排障器取付腕が一旦レール上に載ったが機能せず逸脱した輪軸)
(a) 歯車箱側への脱線



付図16 脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ(4)

(b) 反歯車箱側への脱線



付図16 脱線及び逸脱時の車両挙動イメージ(5)





- ④ I-4(脱線し、逸脱したが戻り最終的に逸脱していない輪軸)
 - (a) 歯車箱側への脱線



(b) 反歯車箱側への脱線



附属資料1 軌道面の不同変位についての考察

本資料は、本事故発生箇所付近における不同変位について考察したものである。 なお、本資料で検討された内容は、本件地震で被害のあった区間全体に渡る検討で はないため、本件地震による不同変位の評価を行ったものではない。

284k160m付近(本件列車前頭部から5m前方、図1-1参照)において は、通り変位の左右がほぼ平行に変動し、軌間変位にほぼ変動がないことから図 1-2に示す形状の軌道面の不同変位が発生したと考えられる。



図1-1 当該箇所の状況



図1-2 当該箇所の通り変位から考えられる軌道面の不同変位

この不同変位は、当該箇所の構造物境界(第7大平高架橋の調整桁とラーメン高 架橋の境界)付近が、本件地震の地震動により構造物が水平方向の角折れの状態と なり発生したものと考えられる。

図1-2に示す当該箇所の10m弦通り変位より、当該箇所の構造物は、7.5 m程の間隔で10m弦通り変位が15mm 程度として検測される平行移動で角折れしている状態であり、平行移動の角度を算定するとおおよそ6mrad であったと考えられる。

これは、地震時における軌道面の不同変位の限界値(表1-1参照)から、速度 160km/h(平行移動の間隔=10m)時の限界値に相当するものであり、当該 箇所の軌道面の不同変位はやや大きいものであったと考えられる。

方向	最高速度 (km/h)	角折れ & (・1/1000)			
		平行移動		おかみな	目違い (mm)
		L _b =10 m	L _b =30 m	11713204	(mm)
水平	130	7.0		8.0	14
	160	6.0		6.0	12
	210	5.5	3.5	4.0	10
	260	5.0	3.0	3.5	8
	300	4.5	2.5	3.0	7
	360	4.0	2.0	2.0	6
用語の	意味は下図の通	りである。			
					ŧ

表1-1 地震時における軌道面の不同変位の限界値(水平方向)*41



なお、JR東日本によると、当該箇所の通り変位や軌間変位等については地震動 による軌道スラブやレール締結装置のズレにより発生しており、本件地震後に当該 箇所での構造物の角折れは確認されていないとのことである。

さらに、軌道面の不同変位は、原則L1地震動を対象に照査する*42ものであり、 本件地震のようなL1地震動を超過するまれに発生する地震動(図1-3参照)に おける不同変位については、想定の範囲外ということである。なお、現時点におい て、高架橋の改良による目違い・角折れ等の抑制対策の計画はないとのことである。

^{*41 「}鉄道構造物等設計標準・同解説-変位制限-」(国土交通省鉄道局、平成18年、p.155)

^{*42 「}鉄道構造物等設計標準・同解説-変位制限-」(国土交通省鉄道局、平成18年、p.69)



地震動	周期T(s)	応答加速度(gal)	
	$0.1 \le T < 0.2$	508 imesT ^{0.44}	
L 1	$0.2 \le T < 1.4$	250	
	1.4≦T	$350 \times T^{-1.0}$	
	0.1≦T≦0.7	1500	
L 2	$0.7 < T \le 2.0$	$1000 \times T^{-1.137}$	

※L1地震動:建設地点における構造物の設計耐用期間内に数回程度発生する確率を有する地震動

弾性加速度応答スペクトルに地域別係数を乗ずる

宮城県の地域別係数=1.0

基盤面:G1地盤(耐震設計上の基盤面)

※L2地震動:建設地点で考えられる最大級の強さをもつ地震動。

スペクトルI:海溝型地震を想定したもの ※ スペクトルIIは内陸活断層による地震 標準応答スペクトル

基盤面:G1地盤(耐震設計上の基盤面)

※本件地震 :基盤地震動(線路直角方向) (図18参照)

図1-3 本件地震とL1及びL2地震動^{*43}

^{*43 「}鉄道構造物等設計標準・同解説-耐震設計-」(国土交通省鉄道局、平成24年、p. 36、p. 45)

附属資料2 脱線するまでの車両の挙動シミュレー ション結果

現地脱線状況と車両の挙動シミュレーション結果の比較を下図に示す。なお、現地 状況の脱線タイミングは、本件列車の車体振動加速度の記録に基づき判断したもので ある。

これによると、車両の挙動シミュレーションでは、17両中15両が脱線と判定される結果となり、特に脱線軸と脱線タイミングについては、4両目を除き、現地状況 にほぼ一致している。



(a) 現地状況分析結果



(b) シミュレーション結果

附属資料3 脱線後に逸脱するまでの車両挙動シミュ レーション結果

現地脱線状況と編成車両の脱線後に逸脱するまでの車両挙動シミュレーション結果 の比較を下図に示す。なお、現地状況の脱線タイミングは、本件列車の車体振動加速 度の記録に基づき判断したものである。

これによると、解析結果の脱線軸、脱線方向、脱線タイミング及び脱線両数が現地 状況とおおむね一致していることが確認できる。さらに、排障器取付腕の取付軸であ る13両目前台車第1軸、12両目後台車第1軸及び1両目前台車第1軸での逸脱発 生についても解析結果により再現できていることが分かる。



附属資料4 逸脱防止ガイド等の寸法についての分析 (詳細)

本資料は、逸脱防止ガイド等のレールへの掛かりにくさについて詳細を分析したも のである。図4-1に逸脱防止ガイド等の寸法から「逸脱を防ぐことができる」及び 「逸脱が発生する」脱線後の車輪の左右移動量を示す。なお、以下に示す分析結果の 数値は、本件列車の本事故発生前直近の検査結果などを用いて検討したものであり、 逸脱を防止できる距離として一般化されたものではない。

① 逸脱を防ぐことができる脱線後の車輪の左右移動量

脱線後に車輪と逸脱防止ガイド等がレールを挟み込み、逸脱を防止できる時の車 輪の最大の左右移動量(以下、「逸脱防止距離」という。)を、脱線する側の車輪フ ランジがレールに接着している位置関係における脱線する側と反対側のレールの外 側の側面とガイド部分の距離とすると、逸脱防止ガイドでは259mm、排障器取付 腕では、133mmとなる。

② 逸脱が発生する脱線後の車輪の左右移動量

脱線後に逸脱防止ガイド等がレールを乗り越えて逸脱が発生する時の車輪の最小 の左右移動量(以下、「逸脱発生距離」という。)を、脱線する側の車輪フランジが レールに接着している位置関係における脱線する側と反対側のレールの内側の側面 とガイド部分と反対側の側面の距離とすると、逸脱防止ガイドでは352mm、排障 器取付腕では、357mmとなる。

なお、上記の算出にあたり、フランジ厚さ及び横動遊間左右計については、H2編 成(H5系)各輪軸の本事故発生前直近の測定データ平均値としている。



※本事故発生前直近の測定値(H2編成)より算定した値

図4-1 逸脱防止ガイド等の寸法

以上より、逸脱発生距離は、逸脱防止ガイドと排障器取付腕で大差ないが、逸脱防 止距離は逸脱防止ガイドと比較して排障器取付腕が小さい。このため、排障器取付腕 は脱線時に逸脱を防ぎにくいと言える。

附属資料5 新幹線の地震対策に関する考え方について

新幹線の地震対策は、これまでの地震被害の教訓を踏まえ、取組が進められており、 現在は、平成16年に発生した新潟県中越地震による上越新幹線の脱線事故の教訓を 踏まえ、「構造物の耐震対策」、「早期地震検知システムの充実」、「脱線・逸脱防止対 策」の三つの対策を進めている。

本報告書では、基本的に上記の対策の考え方を踏襲しつつ、本事故による教訓を加え、新幹線の地震対策について考察を行っている。

なお、既存の新幹線の地震対策については、以下のとおりである。

① 構造物の耐震対策

構造物の耐震対策については、安全性を確保することを目的に、大規模な地震に対して構造物が崩壊しないこととしている。

また、地震時の列車の走行安全性について、「地震時の走行安全性に関わる変位 の照査」として構造物の設計時に考慮され、L1地震動によって生じる構造物の横 方向の振動変位及び構造物境界における軌道面の不同変位を走行安全性上定まる一 定値以内に^{とど}めることを照査している。

② 早期地震検知システムの充実

脱線及び逸脱をした場合の被害を軽減させるために、遠方で検知した地震動により列車に緊急ブレーキを作動させ、地震動を受ける列車の速度を極力低くするためのシステムである。既存のシステムを随時改良し、地震動を検知するまでの時間、 検知してからブレーキが掛かるまでの時間の短縮に努めている。

③ 脱線·逸脱防止対策

上記①及び②の対策で脱線を完全に防ぐことは困難であるため、被害を軽減させるために、車両や軌道の設備で脱線や脱線後の逸脱を防ぐものである。現状、国内の新幹線においては3タイプの脱線・逸脱防止対策がある。(図5-1参照)



※出典:国土交通省HP、第1回新幹線の地震対策に関する検証委員会(令和4年5月31日) 配付資料
https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001483897.pdf

図5-1 JR各社の新幹線脱線・逸脱防止対策

さらに、今後の課題として、以下の事柄を踏まえた検討及び研究や技術開発を進め ていくことが望ましい。

- 本事故は高架橋等の構造物上の列車が軌道面の強い揺れにより脱線・逸脱したものであり、車両や構造物の改良による振動抑制対策が有効な対策であると考えられる。
- ② 3.4.1(2)に記述したように、本事故発生時における本件列車停止位置付近では、 列車脱線に直接影響するものではなかったが、地震動による構造物境界の角折れや 目違い等の不同変位を抑制することも走行中の列車に対する脱線防止対策として有 効であると考えられる。